

高槻市第7期障がい福祉計画 及び第3期障がい児福祉計画

「障害」の「害」をひらがなで表記することについて

「障害」の「害」という文字は、「わざわざ」「さまたげ」などのマイナスのイメージが強く、「ひと」に対して用いることは好ましくないとの考え方もあり、「害」の字をひらがな表記にしています。

このため、本計画につきましても法令名等を除き「がい」を用いています。

はじめに

本市では、令和3年に策定した第2次高槻市障がい者基本計画のもと、「高槻市に住むすべての人々が、夢を育み、安心して暮らせる自治と共生のまちづくり」を基本理念として、「個人としての尊厳の尊重」「地域における生活支援の充実」「自立と社会参加の促進」「人にやさしいまちづくりの推進」の4つの施策展開の基本的な方向性を掲げ、障がい者施策を総合的・計画的に推進してまいりました。

また、障がい者が安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる障がい福祉サービス等の方向性を明らかにするものとして、令和3年に障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」と、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がい福祉サービス等の提供体制の確保・充実に取り組んでまいりました。

この間、国においては、障がい者に関わる様々な制度の改革に向けた検討が進められ、令和5年に策定された第5次障害者基本計画においては、共生社会の実現に向け、「障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去する」ための取り組みが求められています。

このような中、「第2次高槻市障がい者基本計画」とともに、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「高槻市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。今後も、本計画ならびに障がい者基本計画の基本理念と4つの施策展開の基本的な方向性のもと、これまでの取組や成果を礎に、地域共生社会の実現のため障がい者施策の推進と、本計画の目標の達成に向けて取り組んでまいりますので、市民の皆様をはじめ関係各位におかれは、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました高槻市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会及び関係団体の皆様をはじめ、パブリックコメントなどにより貴重なご意見をいただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。



令和 6 年 3 月

高槻市長 濱田剛史

目次

第1章 計画の基本方向	1
1 計画の策定にあたって	1
(1)計画策定の趣旨等	1
(2)計画の位置づけと期間	3
2 計画の基本的な考え方	5
(1)国の基本指針	5
(2)大阪府の基本的な考え方	6
(3)本市における障がい者施策の基本的な考え方	7
第2章 障がい者を取り巻く状況	9
1 人口・障がい者の状況	9
2 前計画の実施状況	14
(1)障がい福祉計画の成果目標の進捗と主な取組	14
(2)障がい児福祉計画の成果目標の進捗と主な取組	22
第3章 障がい福祉計画	25
1 成果目標	25
2 活動指標	32
(1)障がい福祉サービス	32
(2)障がい福祉サービス以外の活動指標	49
(3)地域生活支援事業	53
第4章 障がい児福祉計画	66
1 成果目標	66
2 活動指標	69
(1)障がい児通所支援・障がい児相談支援	69
(2)発達障がい者等に対する支援	72
3 主な子育て支援サービス	73
第5章 関連事項	74
第6章 計画の推進に向けて	77
(1)推進体制	77
(2)計画の進行管理	78
参考資料	79
1 策定体制と経過	79
2 用語解説	81
3 第2次高槻市障がい者基本計画の概要	巻末

第1章 計画の基本方向

I 計画の策定にあたって

(I) 計画策定の趣旨等

① 計画策定の趣旨

高槻市では、障がい者が安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる障がい福祉サービス等の方向性を明らかにするものとして、令和3年3月に「高槻市第6期障がい福祉計画」及び「高槻市第2期障がい児福祉計画」(以下、両方の計画を合わせて「前計画」という。)を策定し、障がい福祉サービス等の提供体制の確保・充実等に取り組んできました。

この「高槻市第7期障がい福祉計画」及び「高槻市第3期障がい児福祉計画」(以下、両方の計画を合わせて「本計画」という。)は、「高槻市障がい者基本計画」の後継計画で、令和3年度を初年度とする「第2次高槻市障がい者基本計画」に掲げる理念の実現に向け、今後の障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービス等の提供の方向性を定めるため、策定します。

高槻市における障がい者施策に関する計画の変遷

昭和 59 年3月	障害者福祉に関する高槻市長期行動計画
平成 9 年3月	高槻市第2次障害者長期行動計画
平成 15 年3月	高槻市第2次障害者長期行動計画「後期改定計画」
平成 19 年3月	高槻市障害福祉計画
平成 21 年3月	高槻市障害者長期計画(高槻市第3次障害者長期行動計画)
平成 21 年3月	高槻市第2期障害福祉計画
平成 24 年3月	高槻市第3期障がい福祉計画
平成 27 年3月	高槻市障がい者基本計画
平成 27 年3月	高槻市第4期障がい福祉計画
平成 30 年3月	高槻市第5期障がい福祉計画・高槻市第1期障がい児福祉計画
令和 3 年3月	高槻市第2次障がい者基本計画 高槻市第6期障がい福祉計画・高槻市第2期障がい児福祉計画

② 国や社会の動向

2020年東京オリンピック・パラリンピックを開催するにあたり、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に取り組み、「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」が大きく進展しました。

その一方で、令和2(2020)年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会に内在していた孤独・孤立の問題を顕在化・深刻化させ、障がい者をはじめとした脆弱な立場に置かれている人々の生活に大きな影響を及ぼしました。

また、国連サミットで採択されたSDGsの推進や障害者の権利に関する条約の実施状況に関する日本政府への勧告などを踏まえ、共生社会の実現に向け、こうした障がい者をめぐる社会動向に柔軟に対応した施策の推進が求められています。

《第5次障害者基本計画の策定》

国においては、令和5年3月に障がい者施策の基本的なあり方を示す「第5次障害者基本計画」を策定し、基本理念を、共生社会の実現に向け、「障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとする。」として、各分野に共通する横断的視点を次のように掲げています。

各分野に共通する横断的視点

- (1) 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- (2) 共生社会の実現に資する取組の推進
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- (5) 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- (6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

③ 大阪府の動向

大阪府においては、令和3年度を始期とする「第5次大阪府障がい者計画」が策定され、基本理念を、「全ての人間(ひと)が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」として、基本原則を次のように掲げ、障がい者施策のより総合的・計画的な推進に向けて各種の取組が進められています。

基本原則

- (1) 障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持
- (2) 多様な主体の協働による地域づくり
- (3) あらゆる分野における大阪府全体の底上げ
- (4) 合理的配慮によるバリアフリーの充実
- (5) 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

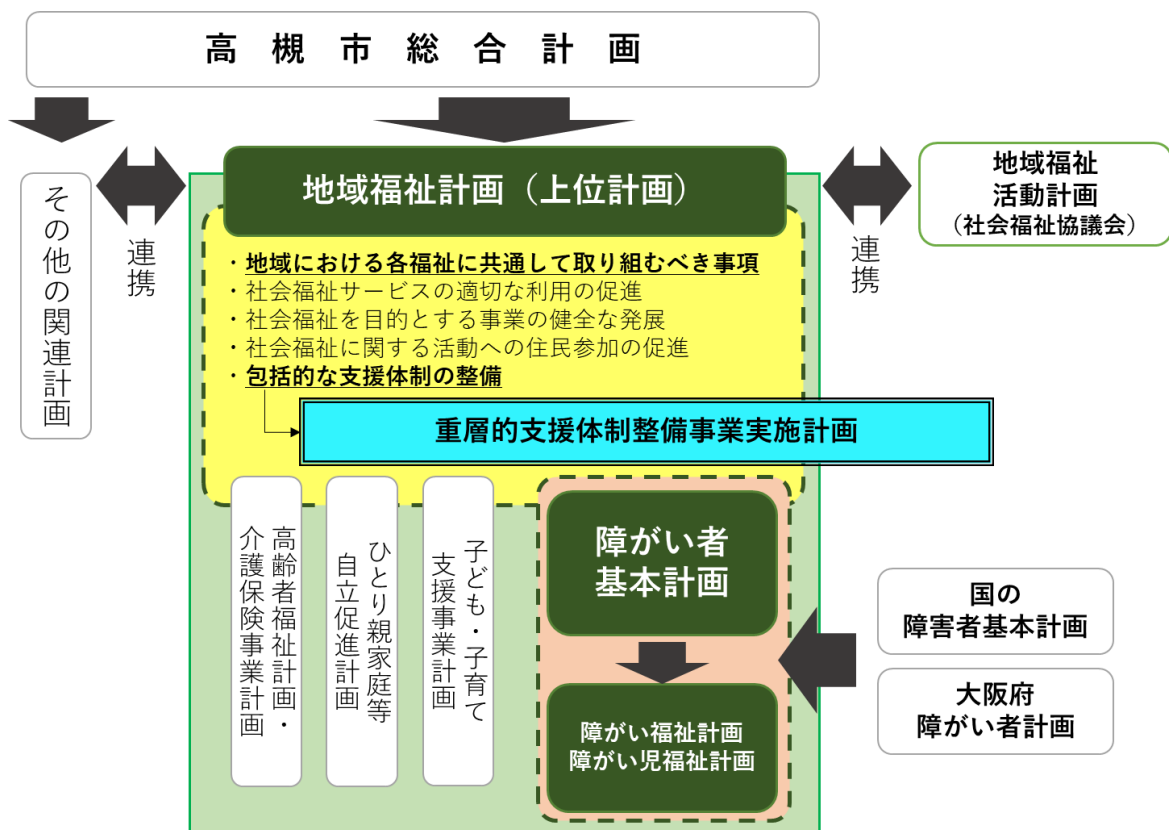
(2) 計画の位置づけと期間

① 計画の位置づけ

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」の第88条第1項に基づく『障がい福祉計画』として、また、「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく『障がい児福祉計画』として策定するものです。令和8年度を目標年度とする成果目標を設定するとともに、令和6年度から令和8年度までのサービス見込量や達成方策等を設定しています。

また、策定にあたっては、高槻市の障がい者施策の方向性を示す「第2次高槻市障がい者基本計画」に掲げる基本理念の実現に向け、相談支援の充実、生活の支援、就労等の社会参加の促進、障がい児支援の充実等に関し、具体的施策の推進を図るとともに、「第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等の関連する他の計画との整合性を図っています。

関係計画との関係図



② 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、社会情勢等を勘案し、必要に応じ見直しを行うこととします。

計画の期間

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第6次高槻市総合計画	← ~R12					
地域福祉計画 地域福祉活動計画	← →					
障がい者基本計画	← →					
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	← →			← →		
障害者基本計画(国)	← →			← ~R9		
大阪府障がい者計画(府)	← →					

③ 計画の対象

本計画では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律並びに児童福祉法に基づき、障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を、身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい児者(発達障がい児者及び高次脳機能障がい者を含む。)並びに法令で定める疾病により障がいのある難病患者等としており、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等を図ります。

2 計画の基本的な考え方

(1) 国の基本指針

本計画の策定に向けて、令和5年5月に国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「国の基本指針」という。)の内容を概括すると、次のようになります。

① 基本的理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着

② 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

③ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 相談支援体制の充実・強化
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障害者等に対する支援
- 4 協議会の活性化

④ 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進
- 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- 5 障害児相談支援の提供体制の確保

(2) 大阪府の基本的な考え方

本計画の策定に向けて、令和5年7月に大阪府が示した「第7期市町村障がい福祉計画及び第2期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方(以下、「大阪府の基本的な考え方」という。)」の内容を概括すると、次のようになります。

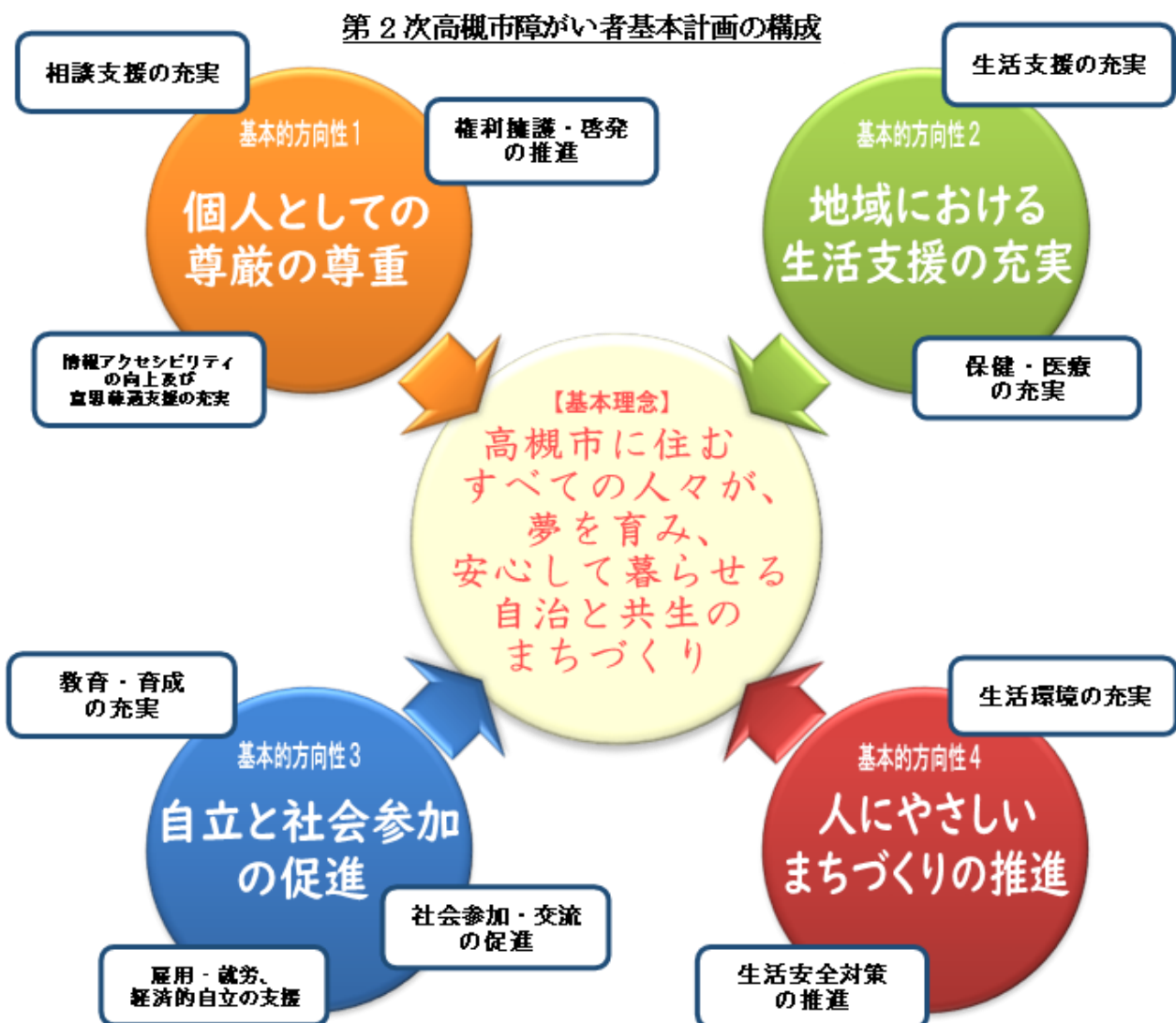
市町村においては、障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、第5次大阪府障がい者計画(令和3年度～令和8年度)の基本理念、基本原則及び最重点施策にも配慮の上、「第7期市町村障がい福祉計画及び第2期市町村障がい児福祉計画」を作成する。

第5次大阪府障がい者計画(令和3年度～令和8年度)

基本理念	すべての人間(ひと)が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり
基本原則	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持 2 多様な主体の協働による地域づくり 3 あらゆる分野における大阪府全体の底上げ 4 合理的配慮によるバリアフリーの充実 5 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現
最重点課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進 2 障がい者の就労支援の強化 3 専門性の高い分野への支援の充実

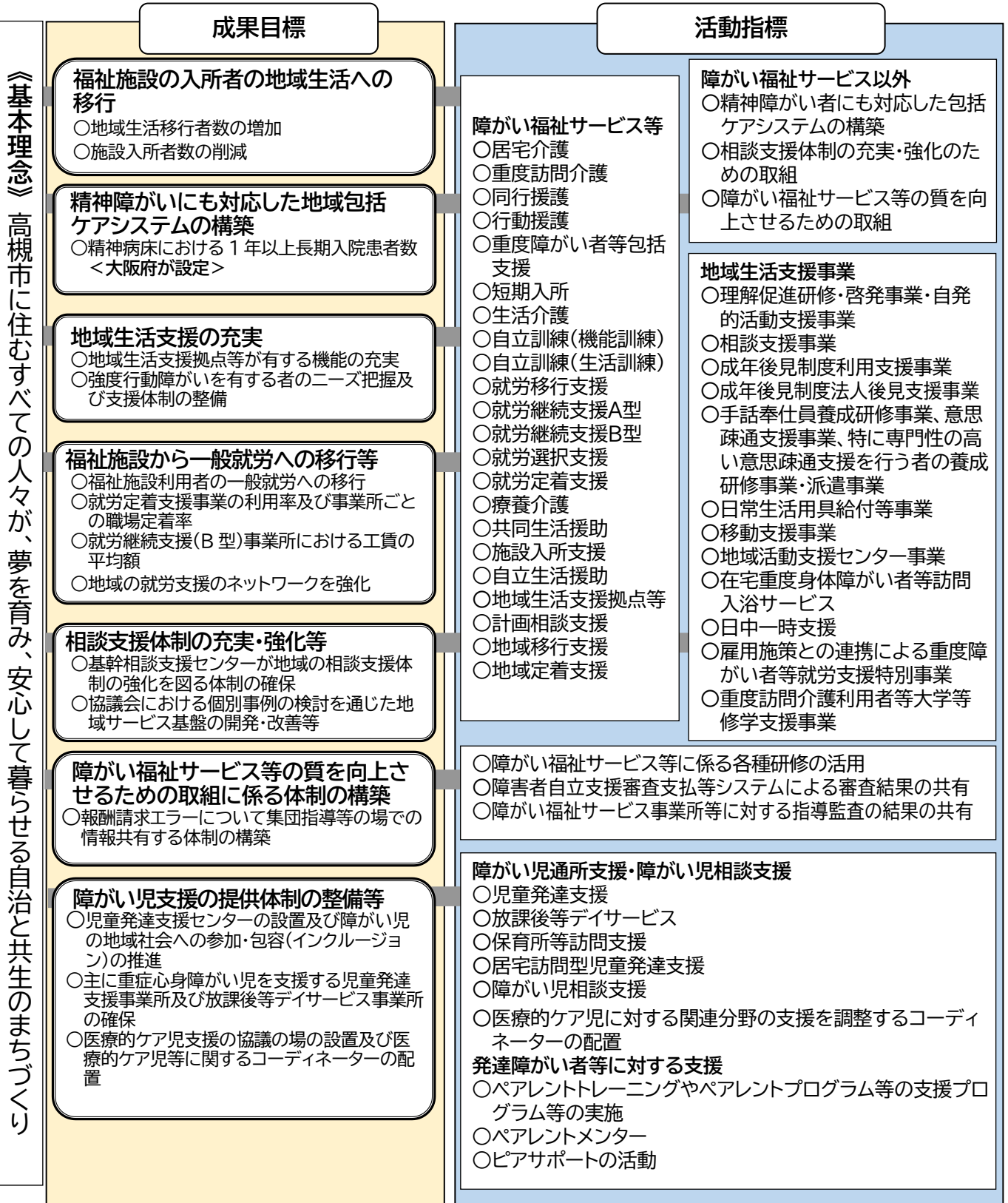
(3) 本市における障がい者施策の基本的な考え方

本計画の上位計画である「第2次高槻市障がい者基本計画」は、平成30年の社会福祉法の改正により福祉分野の上位計画に位置づけられた「第4次高槻市地域福祉計画」や福祉分野の中でも特に関連性の高い「高槻市高齢者福祉・介護保険事業計画」との整合・調整を図るため、3計画共通の『高槻市に住むすべての人々が夢を育み安心して暮らせる自治と共生のまちづくり』を基本理念として掲げ、障がい者施策の展開の方向性として「個人としての尊厳の尊重」「地域における生活支援の充実」「自立と社会参加の促進」「人にやさしいまちづくりの推進」を打ち出し、各分野における取組を進めます。



高槻市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の成果目標及び活動指標

市が定める障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、「国の基本指針」や国の基本指針に即して示される「大阪府の基本的考え方」を基に成果目標・活動指標を設定するとされています。本計画では、本市の障がい施策の基本方針を示した第2次障がい者基本計画の基本理念を実現するために、以下の成果目標・活動指標を設定します。



《基本理念》 高槻市に住むすべての人々が、夢を育み、安心して暮らせる自治と共生のまちづくり

第2章 障がい者を取り巻く状況

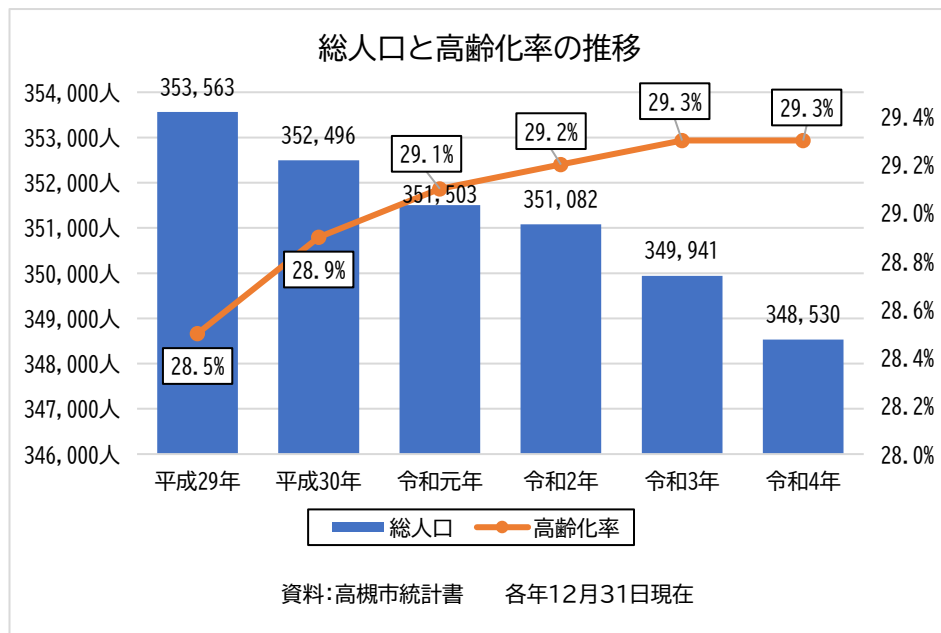


1 人口・障がい者の状況

① 人口の推移

高槻市の総人口は、令和4年度末現在348,020人(住民基本台帳人口)で、近年緩やかに減少しています。

また、年齢別人口構成については、65歳以上の高齢者の割合が29.3%(高槻市統計書:令和4年12月31日現在)を占め、全国平均の29.0%(総務省統計局:令和4年10月1日現在)と比べるとやや高い水準にあり、また、「団塊の世代」が後期高齢期を迎えるなど、高齢化が急速に進んでいるため、今後もその傾向が続くものと予想されています。



② 障がい者手帳所持者数、障がい支援区分認定の状況推移

《身体障がい者》

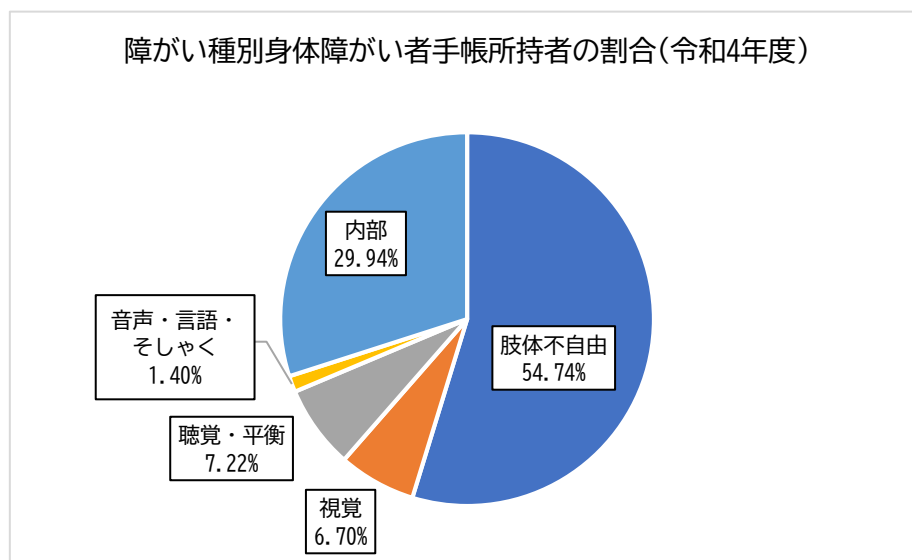
高槻市の身体障がい者手帳所持者数は、令和4年度(令和5年3月末現在)で 12,995 人となっており、近年は横ばい状況にあります。

年齢別にみると、18歳未満の人は手帳交付者全体の1.8%にとどまっており、ほとんどが18歳以上となり、障がい種別ごとにみると、肢体不自由が54.74%と最も多く、次いで内部障がい者が29.94%と多くなっています。

障がい種別身体障がい者手帳所持者数の推移(人)

区分		総数	肢体不自由	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語・そしゃく 機能障がい	内部障がい
令和 2年度	0～17歳	217	142	10	23	3	39
	18歳以上	12,749	6,994	878	894	180	3,803
	計	12,966	7,136	888	917	183	3,842
令和 3年度	0～17歳	209	137	10	20	2	40
	18歳以上	12,867	7,006	886	900	188	3,887
	計	13,076	7,143	896	920	190	3,927
令和 4年度	0～17歳	212	137	10	19	2	44
	18歳以上	12,783	6,976	861	919	180	3,847
	計	12,995	7,113	871	938	182	3,891

※各年度3月末現在



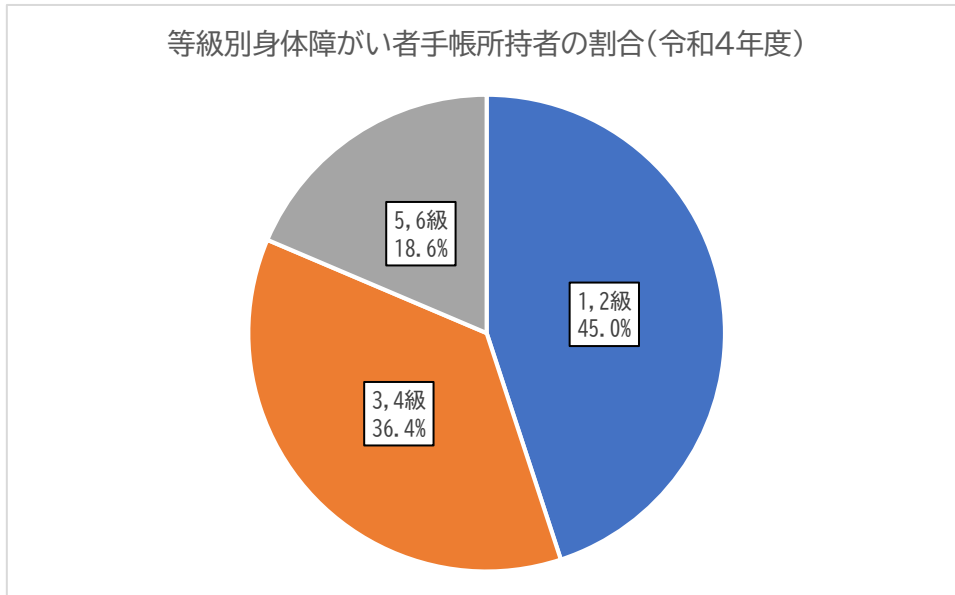
また、等級別にみると、重度障がい(1級と2級)が45.0%、中度障がい(3級と4級)が6.4%、軽度障がい(5級と6級)が18.6%となっており、重度障がいの割合が高くなっています。

等級別身体障がい者手帳所持者数の推移(人)

年度	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
令和2年度	12,966	4,187	1,722	1,798	2,996	975	1,288
令和3年度	13,076	4,189	1,733	1,826	2,978	1,005	1,345
令和4年度	12,994	4,136	1,706	1,811	2,924	1,003	1,414

※各年度3月末現在

等級別身体障がい者手帳所持者の割合(令和4年度)



《知的障がい者》

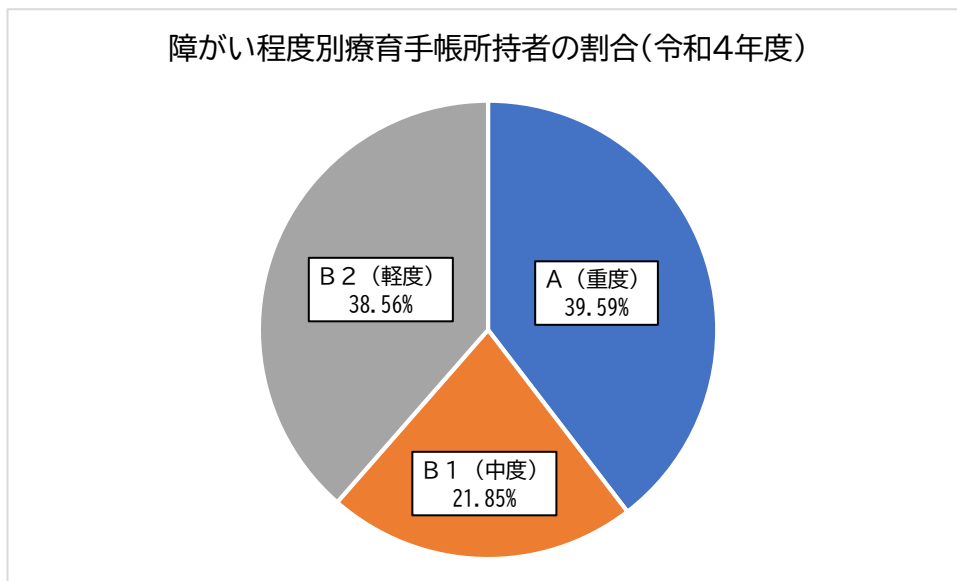
高槻市の療育手帳所持者数は、令和4年度(令和5年3月末現在)で 3,885 人となっており、増加傾向にあります。

障がい程度別では、重度であるAが全体の 39.6%を占めています。

療育手帳所持者数の推移(人)

区分		総数	A(重度)	B1(中度)	B2(軽度)
令和2年度	0~17歳	970	277	261	432
	18歳以上	2,626	1,209	555	862
	計	3,596	1,486	816	1,294
令和3年度	0~17歳	999	284	265	450
	18歳以上	2,739	1,235	565	939
	計	3,738	1,519	830	1,389
令和4年度	0~17歳	1,023	282	265	476
	18歳以上	2,862	1,256	584	1,022
	計	3,885	1,538	849	1,498

※各年度3月末現在



《精神障がい者》

高槻市の精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、令和4年度(令和5年3月末現在)で4,283人となっており、増加傾向にあります。特に等級別にみると、3級が毎年大幅に増加を続けています。

また、自立支援医療(精神通院)の受給者数は、令和4年度(令和5年3月末現在)で7,289人となっています。

なお、精神障がい者の実数を正確に把握することは困難な状況にありますが、令和5年版障害者白書においては、精神障がい者の数は614.8万人(全国)と推計されており、その結果から、全国平均の患者比率は人口千人当たり49人と推計されています。高槻市の令和4年度末の総人口は348,020人ですので、この推計値による比率から、およそ17,053人になると考えられます。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移(人)

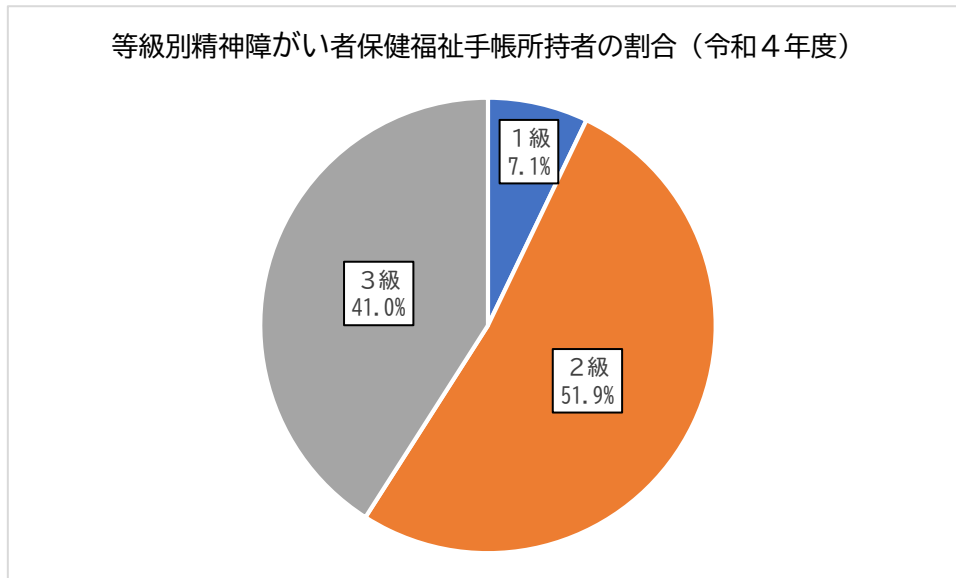
年度	総数	1級	2級	3級
令和2年度	3,838	312	2,129	1,397
令和3年度	4,258	330	2,266	1,662
令和4年度	4,283	305	2,224	1,754

※各年度3月末現在

自立支援医療(精神通院)の受給者数の推移(人)

年度	総数
令和2年度	6,723
令和3年度	7,308
令和4年度	7,289

※各年度3月末現在



《障がい支援区分認定の状況》

障害者総合支援法に基づく障がい支援区分認定の状況は、下表のとおりです。区分認定者総数は増加傾向にあります。障がい種別には知的障がい者・精神障がい者で増加、区分別には区分2・区分4・区分5・区分6で増加する傾向にあります。

障がい支援区分認定の状況(人)

種別		総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
令和2年度	身体障がい者	458	10	24	83	52	59	230
	知的障がい者	1,113	8	89	178	292	321	225
	精神障がい者	419	21	228	130	34	4	2
	難病	7	0	5	1	0	0	1
	計	1,997	39	346	392	378	384	458
令和3年度	身体障がい者	457	11	26	79	46	63	232
	知的障がい者	1,129	6	91	165	297	333	237
	精神障がい者	441	16	259	122	34	8	2
	難病	6	0	3	2	0	0	1
	計	2,033	33	379	368	377	404	472
令和4年度	身体障がい者	458	6	30	84	50	51	237
	知的障がい者	1,163	5	96	147	323	337	255
	精神障がい者	472	13	266	135	43	13	2
	難病	6	1	2	1	1	0	1
	計	2,099	25	394	367	417	401	495

※18歳以上、各年度3月末現在

2 前計画の実施状況

(1) 障がい福祉計画の成果目標の進捗と主な取組

前計画で掲げた成果目標と計画期間中の実績値、主な取組状況については、次のとおりです。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【令和5年度末までの目標値及び令和4年度までの実績】

	目標値	実績
地域生活への移行者数	13人	7人

	目標値	実績
福祉施設入所者の削減数	3人	8人

【令和4年度までの主な取組状況】

- ・自立支援協議会に設置している地域生活・地域移行ワーキングにおいて、居住確保に関する関係機関へのアンケート調査や障がい支援機関と不動産関係機関とオンラインによる交流会を開催するなど、地域生活への移行に向けて取り組みました。

【令和4年度までの評価】

○地域生活移行者数の増加

●計画の達成状況

令和4年度中に5名の方が福祉施設を退所して地域生活へと移行されました。令和3年度、令和4年度で7名の方が地域生活へと移行されています。

●状況分析

・要因分析・考察

令和3年度は2名、令和4年度は5名の方が、地域生活へと移行されており、概ね目標どおりの移行者数となっています。

・地域移行先内訳

令和4年度の5名のうち、3名は共同生活援助へと住まいを移され、他の2名は自立訓練施設を退所後に元の家へ復帰されています。

○施設入所者の削減

●計画の達成状況

令和4年度中に15名が施設を退所され、新たに12名が入所されたため、3名の削減となりました。令和元年度末と比べると8名減となり、目標を上回る削減数となっています。

●状況分析

令和4年度中に施設を退所された15名のうち7名が死亡、2名が入院(精神病院以外)、1名が他施設(高齢者施設)への入所、5名が地域生活への移行となっています。

●今後の課題

- ・地域移行にあたり、地域移行支援サービスを活用した事例が少なく、関係機関等への周知に取組む必要があります。
- ・施設と計画相談支援事業所が連携し障がい者支援施設からの地域移行を進める際、障がい福祉サービスである地域移行支援を活用しない場合もあります。
- ・障がい者支援施設からの地域移行について、必要に応じて地域の相談支援事業所をはじめとした関係機関等と連携しながら取り組む必要があります。

【令和5年度取組】

- ・障がい者支援施設からの地域移行について、必要に応じて地域の関係機関等と連携しながら取り組みます。
- ・障がい者基幹相談支援センターの役割として、地域相談支援の周知に取り組みます。
- ・地域移行支援・地域定着支援を活用した事例が少ないことから、指定一般・指定特定相談支援事業所のノウハウ不足が懸念されます。今後、様々な機会を捉えて事例を共有する等、市内の相談支援事業所間の連携強化を図ります。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【令和5年度末までの目標値及び令和4年度までの実績】

ア) 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数について

	目標値	参考 ※ 令和元年度実績
精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日以上	325.8日

イ) 精神病床における1年以上長期入院患者数について

	目標値	実績
精神病床における1年以上長期入院患者数	285人	304人

ウ) 精神病床における早期退院率(入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点)について

	目標値	参考 ※ 令和元年度実績
精神病床における早期退院率	3か月時点	69%以上
	6か月時点	86%以上
	1年時点	92%以上

※ 令和2年度から令和4年度の実績については、国の調査指標が変更されたことにより、現時点においても集計中のため、現在示されている最新値を記載しています。

【令和4年度までの主な取組状況】

令和2年度より、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの協議の場」として、地域の保健、医療、福祉等の関係機関から構成される精神保健福祉関係機関連絡会議を開催し、本市の精神保健福祉の現状分析や取組みについて情報共有し、地域課題の確認と整理を行いました。

【令和4年度までの評価】

保健・医療・福祉関係者の「顔の見える関係づくり」を着実に進め、相互理解を推進しました。長期入院患者数については横ばいの状態が続いており、目標値の達成には至っていません。今後はネットワークの一層の充実とともに、取り組むべき方向性について更に検討していく必要があります。

【令和5年度の取組】

精神障がい者の退院促進等を推進するため、精神保健福祉関係機関連絡会議を通じて、引き続き地域の保健・医療・福祉関係者のネットワークづくりを進めるとともに、包括的な支援体制の構築に向けて、自立支援協議会と継続的に連携し、相談体制の更なる充実を図ります。

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【令和5年度末までの目標値及び令和4年度までの実績】

	目標値	実績
地域生活支援拠点の運用状況を検証及び検討	年1回以上	年5回

【令和4年度までの主な取組状況】

- ・自立支援協議会地域生活支援拠点ワーキングを中心に関係機関との意見交換等を経て、必要な5つの機能に対応した事業を順次開始し、令和2年3月「高槻障がい福祉サポートネットワーク」の運用を開始しました。
- ・令和2年度より「高槻障がい福祉サポートネットワーク検証ワーキング」を設置し、ネットワークの運営状況の検証及び検討を実施しました。
- ・高槻障がい福祉サポートネットワークに求められる5つの機能(①緊急時の受入れ・対応、②相談、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)を備えるため、地域の社会資源のネットワーク化(面的整備)に取り組みました。

【令和4年度までの評価】

- ・各機能の充実を図るため、登録事業所数、相談件数、緊急時対応シート作成数等を用いてサポートネットワークの運営状況の評価・検証を行いました。
- ・事業所間の顔の見える関係づくりのために、継続的にネットワーク登録事業所交流会を開催する必要があります。

【令和5年度取組】

- ・高槻障がい福祉サポートネットワーク運用開始後の状況について、PDCAサイクルの視点で継続的に検証・検討を実施し、必要な機能等の充実・強化を図ります。
- ・ネットワーク登録事業所交流会を開催し、サポートネットワークの関係機関の連携の強化を図るとともに、障がい福祉サービス事業者に対するネットワーク登録の働きかけを進めます。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

【令和5年度末までの目標値及び令和4年度までの実績】

ア) 福祉施設から一般就労への移行

一般就労移行者数		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
就労移行支援事業等(全体)	目標	76人	82人	90人
	実績	64人	89人	90人
就労移行支援	目標	55人	60人	67人
	実績	46人	69人	69人
就労継続支援A型	目標	12人	13人	15人
	実績	11人	15人	15人
就労継続支援B型	目標	7人	7人	8人
	実績	5人	4人	5人

イ) 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの職場定着率

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
就労定着支援事業の利用者数	目標	27人/月	29人/月	31人/月
	実績	13人/月	29人/月	31人/月
就労定着率が8割以上の就労定着 支援事業所の割合	目標	7割以上	7割以上	7割以上
	実績	10割	5割	7割

ウ) 就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額

【令和5年度末までの目標値及び令和4年度までの実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
工賃の平均月額	目標	12,550円	13,177円	13,836円
	実績	11,997円	12,034円	12,640円

【令和4年度までの主な取組状況】

- ・就労定着支援事業について、適切に支給決定等を行い、一般就労における就労定着に努めました。

- ・障害者優先調達推進法に基づく事業者からの調達実績の向上や、事業所で作成した商品等の販売会の開催等により工賃向上に努めました。

【令和4年度までの評価】

- ・就労移行支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度は、目標を下回りましたが、令和4年度以降は目標を達成する見込みです。
- ・障害者優先調達推進法に基づく事業者からの調達額については、イベントの再開等により拡大しました。一方で、就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額は微増に留まっていることから、「高槻市障がい者工賃向上アドバイザー派遣事業」を活用し、継続的に商品開発・販売戦略における指導を行い、経営改善・安定を目指せるような取り組みが必要です。

【令和5年度の取組】

- ・一般就労への移行や定着に向けた支援を受けられるよう、引き続き適切な支給決定に努めます。
- ・就労移行の体験の場として、引き続き市内実習制度を活用できるよう周知に努めます。
- ・「高槻市障がい者工賃向上アドバイザー派遣事業」や事業所で作成した商品等の販売会などにより、市内事業所の工賃向上に向けた具体的な取組を促していきます。

⑤ 相談支援体制の充実・強化等

【令和5年度末までの目標値及び令和4年度までの実績】

	目標値	実績
基幹相談支援センターを設置	設置	設置済

【令和4年度までの主な取組状況】

- ・設置の有無 有(平成25年度設置)

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターにおいて主に下記の業務を実施しました。

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施

相談支援の実施

(2) 地域の相談支援体制の強化の取組

自立支援協議会の運営、ケアマネジメント連絡会議の開催

(3) 地域移行・地域定着の促進の取組

地域移行支援に関し、相談支援事業所への助言等の実施

高槻障がい福祉サポートネットワーク(单身生活体験事業)

(4) 権利擁護・虐待の防止

成年後見制度利用支援事業の実施

障がい者虐待防止センターとして虐待防止に関する取組

【令和4年度までの評価】

●計画の達成状況

平成25年度に市直営の高槻市障がい者基幹相談支援センターを設置しています。自立支援協議会ケアマネジメント連絡会議にて、相談支援の充実に向けた取組を行いました。

●状況分析

地域における相談支援の中核的な役割を担っており、自立支援協議会の運営等を通して、地域の相談支援事業所への働きかけや地域の相談支援体制の充実に向けた取組の継続が必要です。

【令和5年度の取組】

・相談支援体制の充実を図るため、自立支援協議会のケアマネジメント連絡会議及び各ワーキングの円滑な運営に取り組みます。また、高槻障がい福祉サポートネットワーク(地域生活支援拠点等)の機能の充実を図るとともに、虐待防止に関する取組を継続します。

⑥ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【令和5年度末までの目標値及び令和4年度までの実績】

	目標値	実績
請求事務における過誤調整項目、内容について、集団指導等の場で情報共有する体制を構築する。	1回	1回

【令和4年度までの主な取組状況】

・事業所等のサービス等の質を向上させるため、障害者自立支援審査支払等システム等での過誤項目、内容等について集団指導の場を設け注意喚起を行い、情報共有を行いました。

【令和4年度までの評価】

・障害者自立支援審査支払等システム等での過誤調整項目等について、集団指導において注意喚起を行い、情報共有を図りました。また、北摂七市三町の会議で、各自治体の実地指導の実施状況等について情報共有を行いました。

【令和5年度の取組】

- ・障害者自立支援審査支払等システム等での過誤項目、内容等についての集団指導の場を設け、注意喚起及び情報共有の体制を構築し、引き続き事業所等のサービス等の質の向上を図ります。

(2) 障がい児福祉計画の成果目標の進捗と主な取組

前計画で掲げた成果目標と計画期間中の実績値、主な取組状況については、次のとおりです。

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【令和5年度末までの目標値及び令和4年度までの実績】

ア 児童発達支援センターの設置

	目標値	実績
児童発達支援センター	1か所以上	2か所

イ 保育所等訪問支援の充実

	目標値	実績
保育所等訪問支援	1か所以上	3か所

【令和4年度までの主な取組状況】

平成24年4月から児童発達支援センターとして高槻市立療育園及び高槻市立うの花療育園を設置しており、平成26年度には保育所等訪問支援及び障がい児相談支援を開始する等、機能の充実を図ってきました。

【令和4年度までの評価】

成果目標である児童発達支援センターの「設置」は達成しています。

これまで児童発達支援センターとしての機能の充実を図ってきたことで、地域の中心的な役割を果たす施設として、就学前障がい児への総合的な発達支援体制の構築に向けた取り組みを進めることが出来ていると考えています。

平成26年度には児童発達支援センターとして保育所等訪問支援を開始し、機能の充実を図っただけでなく、令和元年度に1か所、新たな保育所等訪問支援事業所が開設されたことで、更なる障がい児支援の提供体制の整備に繋がったと考えています。

【令和5年度の取組】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指し、より一層、地域の中核的な施設として、地域の障がい児やその家族への助言、関係機関との密な連携を図ること、障がい児通所支援事業所向けの研修実施等を通じて支援環境の充実を図る等、引き続き、地域の中核的な役割を果たす施設として、一層の活用を図ります。

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【令和5年度末までの目標値及び令和4年度までの実績】

	目標値	実績
児童発達支援事業所	1か所以上	1か所
放課後等デイサービス事業所	2か所以上	2か所

【令和4年度までの主な取組状況】

新規開設希望事業者及び既存の事業者へ高槻市の考え方等の説明をする中で、重症心身障がい児を対象とした事業所設置の働きかけを行い、2か所目の開設に繋がりました。

【令和4年度までの評価】

成果目標である主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所については、令和3年度に1か所、放課後等デイサービス事業所については平成26年度及び令和3年度に1か所ずつ開設されました。

主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保については、専門職の確保や施設の設備整備等の課題もあることから、新規参入しづらい状況にありますが、さらなる受け皿の確保として、引き続き、新規開設希望事業者及び既存の事業者への働きかけを行う必要があります。

【令和5年度の取組】

新規開設又は既存の事業者への働きかけを行うとともに、さらなる受け皿確保に向けた諸課題の解決等、必要な取組を継続していきます。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【令和5年度末までの目標値及び令和4年度までの実績】

	目標値	実績
自立支援協議会等に協議の場を設置	設置	設置済

【令和4年度までの主な取組状況】

平成31年3月に自立支援協議会内に設置している子どもワーキングを活用し、参加機関に、保健、医療、障がい福祉、教育を加えた上で、協議の場を設置・開催し、医療的ケア児が利用できるサービスを一覧にまとめた「医療的ケア児支援マップ」の作成し、医療的ケア児に関する課題や今後の取組等について意見交換を行いました。

【令和4年度までの評価】

成果目標である協議の場を設置・開催し、医療的ケア児に関する情報共有を図りました。今後も課題の解決に向け、協議の場の有効活用を検討する等、更なる進展が必要です。

【令和5年度取組】

医療的ケア児の支援環境の充実を図るため、保育所・学校等が受け入れる医療的ケア児の現状(関係機関との連携状況等)を報告してもらい、意見交換を行い、理解促進のための周知・啓発を兼ねた研修会の実施に取り組んでいきます。

第3章 障がい福祉計画

I 成果目標

第7期障がい福祉計画においては、国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、令和8年度を目標年度として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)を設定します。

(I) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 地域生活への移行者数について

大阪府の基本的な考え方に沿って、これまでの実績及び現状から、令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者の6%にあたる13人が地域生活へ移行することを目標として設定します。

【国の基本指針】

令和8年度末時点で令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上の地域移行と、前計画で定める令和5年度末までの福祉施設の入所者の地域生活への移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて成果目標を設定する。

【大阪府の基本的な考え方】

令和8年度末時点で令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

② 福祉施設入所者数の削減について

大阪府の基本的な考え方に沿って、地域移行者や新たに施設入所が見込まれる人数などを踏まえ、令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の1.7%にあたる4人削減することを目標として設定します。

【国の基本指針】

令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とし、令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。

【大阪府の基本的な考え方】

令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者数の1.7%以上削減することを基本とする。

【成果目標】

	参考値	目標値	考え方
福祉施設入所者数(A)	202人	—	令和4年度末時点の施設入所者数
≪目標≫ 地域生活への移行者数(B) (福祉施設からグループホームや一般住宅 などへ移行する人の数)	—	13人以上	令和8年度末時点の地域移行者数
令和8年度までの新たな施設入所者数(C)	9人以下	—	見込数
令和8年度末時点の施設入所者数(D)	198人以下	—	A-B+C
≪目標≫ 福祉施設入所者の削減数	—	4人以上	令和8年度末時点の削減目標数(A-D)

(2)

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 精神病床における1年以上長期入院患者数について

＜大阪府が設定した目標を按分して設定＞

大阪府においては、従来から積極的に退院促進を図ってきた結果を踏まえ、国の推計式による目標とは異なる目標を設定(65歳以上と65歳未満の区別は設けずに、8,193人)しており、本市における目標は、その人数を令和4年度時点の大阪府の精神病床における1年以上の長期入院患者数に占める高槻市の割合で按分して設定します。

【国の基本指針】

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、国が提示する推計式を用いて、令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定する。

【成果目標】＜大阪府が設定した目標を按分して設定＞

	目標値	考え方
精神病床における1年以上長期入院患者数	272人以下	大阪府が府独自の目標を按分して設定

(3) 地域生活支援の充実

① 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本方針及び大阪府の基本的な考え方に沿って、地域生活支援拠点として、令和2年3月に「高槻障がい福祉サポートネットワーク」の運用を開始しました。令和8年度までの間、その5つの機能の充実のため、PDCAサイクルの観点から、自立支援協議会等を活用して年1回以上の運用状況を検証及び検討することを目標として設定します。

「高槻障がい福祉サポートネットワーク(地域生活支援拠点等)」とは…

① 相談、② 緊急時の受入れ・対応、③ 体験の機会・場の提供、④ 専門的人材の確保・養成、⑤ 地域の体制づくりの5つの機能を備えた障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を指します。

本市では、地域の複数の機関が分担して機能を担う類型である「面的整備」で構築し、名称を「高槻障がい福祉サポートネットワーク」としました。

【国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方】

令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備を含む)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。【新規】

【成果目標】

	目標値	考え方
地域生活支援拠点の運用状況、機能充実のための体制構築に係る検証及び検討	年1回以上	自立支援協議会内に検証ワーキングを設置

② 強度行動障がい者を有する者のニーズ把握及び支援体制の整備

【国の基本指針】

令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】

【大阪府の基本的な考え方】

国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに強度行動障がい者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるため、下記の目標を設定する。

- ・各市町村又は圏域において、強度行動障がい者の実状や求める支援サービス等に関する調査の実施
- ・各圏域において、大阪府強度行動障がい地域連携モデル(令和4年3月)を参考とした取組を実施

【成果目標】

目標	考え方
強度行動障がいを有する者に対する支援ニーズの把握や情報共有等による、支援体制の整備	自立支援協議会等で検証

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行について

国の基本方針及び大阪府の基本的な考え方に沿って、令和8年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍、併せて、事業ごとの移行者数の令和3年度実績に対する目標値を就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍として目標を設定します。なお、設定にあたっては、大阪府が設定する目標値を按分した数値を目標として設定します。

【国の基本指針】

令和8年度中に、就労移行支援事業所等を通じた、一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とし、就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上とする。

また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。【新規】

【大阪府の基本的な考え方】

国の基本指針の趣旨を踏まえ、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上とする。

【成果目標】

一般就労移行者数	令和6年度	令和7年度	令和8年度	参考: 令和4年度	参考: 令和5年度見込
就労移行支援事業等(全体)	93人以上	96人以上	101人以上	89人	90人
就労移行支援	71人以上	73人以上	75人以上	69人	69人
就労継続支援A型	16人以上	17人以上	17人以上	15人	15人
就労継続支援B型	6人以上	6人以上	7人以上	4人	5人
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	6割以上	6割以上	6割以上	4.3割	5.7割

② 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率について

国の基本方針及び大阪府の基本的な考え方に沿って、就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とします。令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを目標として設定します。

【国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方】

就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績 1.41 倍以上とすることを基本とする。【新規】

就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。

また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めることとする。【新規】

【成果目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援事業の利用者数(人/月)*	90人/月 以上	100人/月 以上	110人/月 以上
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	2割5分以上	2割5分以上	2割5分以上

※各年度末時点での利用者数

	目標値	考え方
雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進する	年1回 以上	自立支援協議会就労生活ワーキングにおいて取組を推進

③ 就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額

工賃の平均額について、大阪府は独自に成果目標を設定することとしており、大阪府の工賃の目標額は、個々の就労継続支援(B型)事業所において設定した目標額を踏まえた設定となっています。

本市においては、大阪府の基本的な考え方に沿って、大阪府から提供される市内の就労継続支援(B型)事業所における令和3年度までの工賃の平均額の実績の変動状況を踏まえて額を設定します。

【大阪府の基本的な考え方】

大阪府の工賃の令和8年度の目標の設定については、令和3年度の各事業所の目標額と達成状況(実績額)を基に、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上計画の推進に関する専門委員会の意見を踏まえて設定する。各市町村においては、管内の就労継続支援B型事業所の令和3年度の工賃実績に基づいて、目標設定すること。

【成果目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	参考:令和3年度
工賃の平均月額	13,280円以上	13,950円以上	14,650円以上	11,997円

(5) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組がなされ、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保します。

【国の基本指針】

令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。【新規】

【大阪府の基本的な考え方】

令和8年度末までに、基幹相談支援センターを全ての市町村において設置(複数市町村による共同設置含む)するとともに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制を各市町村において確保する。

また、令和8年度末までに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組がなされ、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

(成果目標)

目標値	考え方
基幹相談支援センターの地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	福祉相談支援課内に設置した基幹相談支援センターの活動を充実させる
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うために必要な協議会の体制の確保	個別事例の検討を通じた自立支援協議会の活動を充実させる

(6)

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

大阪府の基本的な考え方に沿って、事業所等のサービス等の質を向上させるため、障害者自立支援審査支払等システム等での過誤項目、内容等について集団指導等の場で注意喚起を行い、情報共有する体制を構築することを基本とします。

① 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

令和8年度末までに都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する。

【大阪府の基本的な考え方】

報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるための目標設定を行う。

市町村においては、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定すること。

【成果目標】

	考え方
請求事務における過誤調整項目、内容について、集団指導等の場で情報共有する体制を構築する。	報酬の審査体制の強化等に取り組み、効果的な方法で実施する

2 活動指標

(1) 障がい福祉サービス

前計画の障がい福祉サービス等の実績は、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの障がい福祉サービス等において、計画値を下回りました。

その為、本計画の障がい福祉サービス等の見込量の算出にあたっては、障がい児者のサービス利用意向、第5期・第6期計画の利用実績、平均的な一人あたりのサービス利用量、市内の事業所数及び定員の増減（市内事業所を対象に「障がい福祉サービス提供法人・事業所調査」を実施して把握）などを勘案し、算出しています。

① 訪問系サービス

サービス名	サービスの概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動に必要な情報の提供、移動の援護、介護等の支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助をします。
重度障がい者等 包括支援	常に介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

【第6期障がい福祉計画 計画値・実績(月あたり)】

居宅介護	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)	
身体障がい	利用者数	人/月	219	233	222	231	224	234
	利用時間	時間/月	5,138	5,158	5,241	5,299	5,345	5,359
知的障がい	利用者数	人/月	258	247	261	261	264	269
	利用時間	時間/月	2,096	1,789	2,138	1,798	2,181	1,856
精神障がい	利用者数	人/月	324	322	327	326	330	327
	利用時間	時間/月	2,714	2,738	2,768	2,733	2,824	2,745
障がい児	利用者数	人/月	29	29	29	28	29	28
	利用時間	時間/月	450	476	459	522	468	527
合計	利用者数	人/月	830	831	839	846	847	858
	利用時間	時間/月	10,398	10,161	10,606	10,352	10,818	10,487

重度訪問介護		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
身体障がい	利用者数	人/月	14	16	16	16	18	16
	利用時間	時間/月	4,975	4,792	5,381	4,954	5,787	5,055
知的障がい	利用者数	人/月	1	0	1	0	1	0
	利用時間	時間/月	102	0	110	0	118	0
精神障がい	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数	人/月	15	16	17	16	19	16
	利用時間	時間/月	5,077	4,792	5,491	4,954	5,905	5,055

同行援護		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
身体障がい	利用者数	人/月	122	126	118	131	115	128
	利用時間	時間/月	1,971	1,730	1,933	1,850	1,894	2,221
障がい児	利用者数	人/月	3	4	3	4	3	4
	利用時間	時間/月	17	37	16	31	16	49
合計	利用者数	人/月	125	130	121	135	118	132
	利用時間	時間/月	1,988	1,767	1,949	1,881	1,910	2,270

行動援護		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
知的障がい	利用者数	人/月	11	7	13	8	14	10
	利用時間	時間/月	201	146	233	185	265	248
精神障がい	利用者数	人/月	0	1	0	1	0	0
	利用時間	時間/月	0	1	0	3	0	0
障がい児	利用者数	人/月	4	2	4	1	5	1
	利用時間	時間/月	23	16	27	5	31	9
合計	利用者数	人/月	15	10	17	10	19	11
	利用時間	時間/月	224	163	260	193	296	257

重度障がい者等 包括支援		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
身体障がい	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0
知的障がい	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0
精神障がい	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0
障がい児	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0

【見込み・方向性】

訪問系サービスの見込量は、第5期・第6期計画期間中の利用実績等を参考に次の表のとおりとしました。なお、重度訪問介護については、知的障がい者の利用や地域移行の推進を考慮しました。

【見込量(月あたり)】

居宅介護		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい	利用者数	人/月	236	238	240
	利用時間	時間/月	5,419	5,466	5,513
知的障がい	利用者数	人/月	278	287	296
	利用時間	時間/月	1,916	1,978	2,042
精神障がい	利用者数	人/月	329	330	332
	利用時間	時間/月	2,757	2,770	2,782
障がい児	利用者数	人/月	28	29	29
	利用時間	時間/月	531	535	540
合計	利用者数	人/月	871	884	897
	利用時間	時間/月	10,623	10,749	10,877

重度訪問介護		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい	利用者数	人/月	16	16	16
	利用時間	時間/月	5,159	5,264	5,372
知的障がい	利用者数	人/月	1	1	1
	利用時間	時間/月	322	329	336
精神障がい	利用者数	人/月	0	0	0
	利用時間	時間/月	0	0	0
合計	利用者数	人/月	17	17	17
	利用時間	時間/月	5,481	5,593	5,708

同行援護		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい	利用者数	人/月	126	123	120
	利用時間	時間/月	2,174	2,129	2,085
障がい児	利用者数	人/月	4	4	5
	利用時間	時間/月	50	52	54
合計	利用者数	人/月	130	127	125
	利用時間	時間/月	2,224	2,181	2,139

行動援護		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
知的障がい	利用者数	人/月	11	12	13
	利用時間	時間/月	273	298	323
精神障がい	利用者数	人/月	0	0	0
	利用時間	時間/月	0	0	0
障がい児	利用者数	人/月	2	2	3
	利用時間	時間/月	21	21	31
合計	利用者数	人/月	13	14	16
	利用時間	時間/月	294	319	354

重度障がい者等包括支援		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい	利用者数	人/月	0	0	0
	利用時間	時間/月	0	0	0
知的障がい	利用者数	人/月	0	0	0
	利用時間	時間/月	0	0	0
精神障がい	利用者数	人/月	0	0	0
	利用時間	時間/月	0	0	0
障がい児	利用者数	人/月	0	0	0
	利用時間	時間/月	0	0	0
合計	利用者数	人/月	0	0	0
	利用時間	時間/月	0	0	0

【見込量確保のための方策】

市内の事業所数は概ね現状と変わらず推移する見込のため、居宅介護や重度訪問介護の見込量は確保されるものと想定されます。また、医療的ケアに対応できる従事者の確保に努めていきます。

同行援護や行動援護については、ニーズの把握、利用状況などを勘案し、引き続き、障がい特性に応じたサービスが提供されるよう、従事者の確保の支援を行うとともに適切な支給決定を行ってまいります。

② 短期入所

サービス名	サービスの概要
短期入所	家で介護を行うが病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。

【第6期障がい福祉計画 計画値・実績(月あたり)】

短期入所		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
身体障がい	利用者数	人/月	51	59	51	58	51	56
	利用日数	人日/月	189	218	191	195	192	251
知的障がい	利用者数	人/月	313	236	316	245	318	250
	利用日数	人日/月	1,212	841	1,219	891	1,226	1,155
精神障がい	利用者数	人/月	10	5	10	8	10	9
	利用日数	人日/月	18	18	18	23	18	49
障がい児	利用者数	人/月	68	49	68	67	69	50
	利用日数	人日/月	151	125	151	118	152	124
合計	利用者数	人/月	442	349	445	378	448	365
	利用日数	人日/月	1,570	1,202	1,579	1,227	1,588	1,579

【見込み・方向性】

第5期・第6期計画期間中の利用実績等を参考に次の表のとおりとしました。

【見込量(月あたり)】

短期入所		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい	利用者数	人/月	55	53	51
	利用日数	人日/月	244	236	229
知的障がい	利用者数	人/月	260	270	280
	利用日数	人日/月	1,199	1,245	1,293
精神障がい	利用者数	人/月	10	12	14
	利用日数	人日/月	56	64	73
障がい児	利用者数	人/月	51	52	53
	利用日数	人日/月	126	129	131
合計	利用者数	人/月	376	387	398
	利用日数	人日/月	1,625	1,674	1,726

【見込量確保のための方策】

新規事業所の参入が計画されており、見込量は確保されるものと想定されます。

また、医療的ケアが必要な方への対応や緊急時の受け入れなどができるような体制づくりを検討していきます。

③ 日中活動系サービス

ア 生活介護

サービス名	サービスの概要
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

【第6期障がい福祉計画 計画値・実績(月あたり)】

生活介護		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
身体障がい	利用者数	人/月	223	239	228	239	233	243
	利用日数	人日/月	3,970	4,072	4,065	4,052	4,148	4,102
知的障がい	利用者数	人/月	807	783	827	789	843	800
	利用日数	人日/月	15,728	14,949	16,104	15,060	16,435	15,287
精神障がい	利用者数	人/月	19	21	19	22	20	23
	利用日数	人日/月	198	247	202	262	206	277
合計	利用者数	人/月	1,049	1,043	1,074	1,050	1,096	1,066
	利用日数	人日/月	19,896	19,268	20,371	19,374	20,789	19,666

【見込み・方向性】

第5期・第6期計画期間中の利用実績や支援学校高等部卒業生の動向等を参考に次の表のとおりとしました。

【見込量(月あたり)】

生活介護		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい	利用者数	人/月	247	250	254
	利用日数	人日/月	4,152	4,203	4,255
知的障がい	利用者数	人/月	811	822	833
	利用日数	人日/月	15,517	15,751	15,989
精神障がい	利用者数	人/月	25	26	28
	利用日数	人日/月	294	311	329
合計	利用者数	人/月	1,083	1,098	1,115
	利用日数	人日/月	19,963	20,265	20,573

【見込量確保のための方策】

既存事業所の定員増が計画されており、見込量は確保されるものと想定されます。

また、近年ニーズが高まっている医療的ケアや強度行動障がいに対応できる体制の確保に努めていきます。

イ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

サービス名	サービスの概要
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。

【第6期障がい福祉計画 計画値・実績(月あたり)】

機能訓練		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
身体障がい	利用者数	人/月	10	6	10	10	10	7
	利用日数	人日/月	109	47	109	82	109	67
知的障がい	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数	人日/月	0	0	0	0	0	0
精神障がい	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数	人日/月	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数	人/月	10	6	10	10	10	7
	利用日数	人日/月	109	47	109	82	109	67

生活訓練		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
身体障がい	利用者数	人/月	1	2	1	1	1	2
	利用日数	人日/月	4	21	4	13	4	25
知的障がい	利用者数	人/月	40	27	42	35	46	22
	利用日数	人日/月	588	378	630	454	674	420
精神障がい	利用者数	人/月	21	33	23	32	24	33
	利用日数	人日/月	118	274	126	253	135	262
合計	利用者数	人/月	62	62	66	68	71	57
	利用日数	人日/月	710	673	760	720	813	707

【見込み・方向性】

第5期・第6期計画期間中の利用実績等を参考に次の表のとおりとしました。生活訓練については、支援学校高等部卒業生の動向も考慮しました。

【見込量(月あたり)】

機能訓練		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい	利用者数	人/月	7	7	7
	利用日数	人日/月	67	67	67
知的障がい	利用者数	人/月	0	0	0
	利用日数	人日/月	0	0	0
精神障がい	利用者数	人/月	0	0	0
	利用日数	人日/月	0	0	0
合計	利用者数	人/月	7	7	7
	利用日数	人日/月	67	67	67

生活訓練		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい	利用者数	人/月	2	2	2
	利用日数	人日/月	25	25	25
知的障がい	利用者数	人/月	23	23	24
	利用日数	人日/月	435	451	467
精神障がい	利用者数	人/月	34	36	37
	利用日数	人日/月	272	282	292
合計	利用者数	人/月	59	61	63
	利用日数	人日/月	732	758	784

【見込量確保のための方策】

機能訓練は、突発的な事故等に起因して利用する事業であり、施設入所と合わせた利用が中心であるため、当面の見込量は市外を含め広域で確保されるものと想定されます。

生活訓練についても、他市を含めて多様な事業内容の事業所が開設されており、見込量は確保されるものと想定されます。

ウ 就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)

サービス名	サービスの概要
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練をします。
就労継続支援A型	一般就労等における就労が困難な障がい者及び一時的な支援が必要な障がい者のうち、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人等に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。

就労継続支援B型	一般企業などにおける就労が困難な障がい者及び一時的な支援が必要な障がい者のうち、年齢や体力の面で雇用されることが困難になった人や就労移行支援事業や就労継続支援A型の利用が困難な人等に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。
----------	--

【第6期障がい福祉計画 計画値・実績(月あたり)】

就労移行支援		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
身体障がい	利用者数	人/月	8	8	9	10	9	11
	利用日数	人日/月	97	59	104	76	112	82
知的障がい	利用者数	人/月	61	54	65	53	70	56
	利用日数	人日/月	506	438	542	456	580	511
精神障がい	利用者数	人/月	154	161	165	191	177	204
	利用日数	人日/月	1,404	1,443	1,505	1,725	1,612	1,873
合計	利用者数	人/月	223	223	239	254	256	271
	利用日数	人日/月	2,007	1,940	2,151	2,257	2,304	2,466

就労継続支援A型		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
身体障がい	利用者数	人/月	37	29	41	32	46	34
	利用日数	人日/月	586	452	658	541	736	617
知的障がい	利用者数	人/月	55	67	61	76	69	83
	利用日数	人日/月	884	1,076	993	1,223	1,110	1,334
精神障がい	利用者数	人/月	135	150	153	175	170	183
	利用日数	人日/月	1,822	1,979	2,047	2,107	2,287	2,199
合計	利用者数	人/月	227	246	255	283	285	300
	利用日数	人日/月	3,292	3,507	3,698	3,871	4,133	4,150

就労継続支援 B 型		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
身体障がい	利用者数	人/月	36	44	38	51	40	54
	利用日数	人日/月	533	582	564	641	598	685
知的障がい	利用者数	人/月	270	264	286	275	303	286
	利用日数	人日/月	4,325	4,054	4,580	4,261	4,857	4,571
精神障がい	利用者数	人/月	288	314	305	348	324	363
	利用日数	人日/月	2,745	2,930	2,907	3,471	3,083	3,863
合計	利用者数	人/月	594	622	629	674	667	703
	利用日数	人日/月	7,603	7,566	8,051	8,373	8,538	9,119

【見込み・方向性】

第5期・第6期計画期間中の利用実績等を参考に、成果目標で掲げる福祉施設から一般就労への移行者数も考慮し、次の表のとおりとしました。

【見込量(月あたり)】

就労移行支援		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい	利用者数	人/月	11	12	13
	利用日数	人日/月	88	95	102
知的障がい	利用者数	人/月	60	64	71
	利用日数	人日/月	529	569	574
精神障がい	利用者数	人/月	218	233	249
	利用日数	人日/月	2,034	2,209	2,398
合計	利用者数	人/月	289	309	333
	利用日数	人日/月	2,651	2,873	3,074

就労継続支援A型		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい	利用者数	人/月	37	39	42
	利用日数	人日/月	622	667	715
知的障がい	利用者数	人/月	90	99	108
	利用日数	人日/月	1,455	1,587	1,732
精神障がい	利用者数	人/月	191	199	208
	利用日数	人日/月	2,296	2,397	2,503
合計	利用者数	人/月	318	337	358
	利用日数	人日/月	4,373	4,651	4,950

就労継続支援B型		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい	利用者数	人/月	58	62	66
	利用日数	人日/月	732	782	835
知的障がい	利用者数	人/月	297	309	321
	利用日数	人日/月	4,788	5,076	5,380
精神障がい	利用者数	人/月	378	394	411
	利用日数	人日/月	4,298	4,783	5,323
合計	利用者数	人/月	733	765	798
	利用日数	人日/月	9,818	10,641	11,538

【見込量確保のための方策】

市内事業者の定員数は概ね現状と変わらず推移する見込のため、就労移行支援・就労継続支援A型は、市内事業所では不足が生じるが、一般就労に近い事業であることから、圏域で見込量の確保を見込み、当面の見込量は確保されるものと想定されます。

就労継続支援B型については、新規事業所の参入が計画されており、見込量は確保されるものと想定しています。

また、引き続き、障がい者優先調達推進法に基づき、事業所からの物品等の調達拡大、事業所で作成した商品等の販売会などを通じて、新たな製品開発・販路開拓の支援に努め、工賃向上を図っていきます。

エ 就労選択支援

サービス名	サービスの概要
就労選択支援	障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

【見込み・方向性】

主なサービス利用者である就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型の新規利用者数を基に推計して、次の表のとおりとしました。

【見込量(月あたり)】

就労選択支援	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数	人/月		75	79

※令和7年度中に事業開始予定

【見込量確保のための方策】

既存の就労移行支援事業所や就労継続支援事業所、障がい者就業・生活支援センター等、障がい者に対する就労支援について、一定の経験や実績を有している事業者が主な実施主体と想定されるため、当面の見込量は確保されるものと想定されます。

オ 就労定着支援

サービス名	サービスの概要
就労定着支援	一般就労へ移行した者で、企業や自宅等への訪問などにより、生活リズム、家計や体調の管理などの課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。

【第 6 期障がい福祉計画 計画値・実績(月あたり)】

就労定着支援	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
利用者数	人/月	174	106	179	119	190	133

【見込み・方向性】

第5期・第6期計画期間中の利用実績等を参考に、成果目標で掲げる福祉施設から一般就労への移行者数も考慮し、次の表のとおりとしました。

【見込量(月あたり)】

就労定着支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	148	165	185

【見込量確保のための方策】

就労移行支援等を利用して、一般就労に移行した者が原則同じ事業所で利用するサービスであり、就労移行支援事業所の多くが、就労定着支援の指定も受け、両サービスを一体的に提供しているため、見込量は確保されるものと想定します。

カ 療養介護

サービス名	サービスの概要
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。

【第6期障がい福祉計画 計画値・実績(月あたり)】

療養介護	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
利用者数	人/月	52	57	53	62	54	62

【見込み・方向性】

第5期・第6期計画期間中の利用実績等を参考に次の表のとおりとしました。

【見込量(月あたり)】

療養介護	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	65	68	71

【見込量確保のための方策】

医療の必要な重度障がい者や重複障がい者に、医療機関で提供されるサービスであり、圏域での見込量の確保を見込み、適正なサービス提供を働きかけていきます。

④ 共同生活援助・施設入所支援・自立生活援助・地域生活支援拠点等

ア 共同生活援助(グループホーム)

サービス名	サービス概要
共同生活援助 (グループホーム)	介護を要する障がいのある人に対し、共同生活の場において、入浴、排せつ、食事など日常生活の世話、介護等の支援を行います。

【第6期障がい福祉計画 計画値・実績(月あたり)】

共同生活援助 (グループホーム)		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
身体障がい	利用者数	人/月	35	35	36	35	38	37
知的障がい	利用者数	人/月	369	360	396	377	425	380
精神障がい	利用者数	人/月	51	73	55	82	58	89
合計	利用者数	人/月	455	468	487	494	521	506

【見込み・方向性】

第5期・第6期計画期間中の利用実績や成果目標で掲げる施設入所者や精神科病院入院者の地域移行の推進、市内事業所の事業計画も考慮し、次の表のとおりとしました。

【見込量(月あたり)】

共同生活援助 (グループホーム)		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい	利用者数	人/月	39	42	44
知的障がい	利用者数	人/月	398	430	451
精神障がい	利用者数	人/月	99	109	120
合計	利用者数	人/月	536	581	615

【見込量確保のための方策】

事業所の新設や定員増などが計画されており、見込量は確保されるものと想定されます。引き続き、国庫補助を活用したグループホームの整備や重度の障がい者の受け入れが促進されるよう支援していきます。

イ 施設入所支援

サービス名	サービス概要
施設入所支援	障がい者支援施設等において、主に夜間に入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

【第6期障がい福祉計画 計画値・実績(月あたり)】

施設入所支援		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
身体障がい	利用者数	人/月	89	77	89	81	88	80
知的障がい	利用者数	人/月	124	134	123	132	123	133
精神障がい	利用者数	人/月	0	0	0	2	0	1
合計	利用者数	人/月	213	211	212	215	211	214

【見込み・方向性】

第5期・第6期計画期間中の利用実績や、国において地域移行の促進が重点施策とされている一方で、引き続き、一定のニーズがある状況を考慮し、次の表のとおりとしました。

【見込量(月あたり)】

施設入所支援		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい	利用者数	人/月	80	80	80
知的障がい	利用者数	人/月	132	131	130
精神障がい	利用者数	人/月	1	1	1
合計	利用者数	人/月	213	212	211

【見込量確保のための方策】

地域相談支援の利用促進、グループホームや在宅サービスの充実などを進め、地域での安全・安心な生活の確保に努め、施設入所者の地域移行を促進します。一方で、真に必要なニーズに対しては適切に支給決定を行います。

ウ 自立生活援助

サービス名	サービス概要
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する者を対象に、定期的な巡回訪問や随時の相談や要請などに対応し、地域生活の状況を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整、生活環境の整備などを行います。

【第6期障がい福祉計画 計画値・実績(月あたり)】

自立生活援助		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
身体障がい	利用者数	人/月	0	0	0	0	1	0
知的障がい	利用者数	人/月	1	0	1	0	1	0
精神障がい	利用者数	人/月	1	0	2	0	3	0
合計	利用者数	人/月	2	0	3	0	5	0

【見込み・方向性】

第5期・第6期計画期間中は実績がありませんでしたが、地域移行促進の関連サービスとして、引き続き、次の表のとおりとしました。

【見込量(月あたり)】

自立生活援助		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい	利用者数	人/月	0	0	1
知的障がい	利用者数	人/月	0	1	1
精神障がい	利用者数	人/月	1	1	1
合計	利用者数	人/月	1	2	3

【見込量確保のための方策】

地域移行促進の関連サービスとして、効果的な利用方法の検討や希望者の把握などを行いつつ、事業の展開に向けて、事業者などとの調整を図ります。

工 地域生活支援拠点等

事業名	事業概要
地域生活支援拠点等	① 相談、② 緊急時の受入れ・対応、③ 体験の機会・場の提供、④ 専門的人材の確保・養成、⑤ 地域の体制づくりの5つの機能を備えた障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を指します。 本市では、地域の複数の機関が分担して機能を担う類型である「面的整備」で構築し、名称を「高槻障がい福祉サポートネットワーク」としました。

【見込み・方向性】

次の表のとおり、見込み量を設定しました。

【見込量(月あたり)】

地域生活支援拠点等	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置	有	有	有
地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施	1回/年	1回/年	1回/年

【見込量確保のための方策】

高槻障がい福祉サポートネットワーク(地域生活支援拠点等)については、令和2年3月に整備しています。

地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施については、自立支援協議会内に設置した高槻障がい福祉サポートネットワーク検証ワーキングを活用します。

⑤ 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

ア 計画相談支援

サービス名	サービス概要
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用しようとする障がい児・者に対し、サービス等利用計画案の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。

【第6期障がい福祉計画 計画相談支援 計画値・実績(月あたり)】

計画相談支援		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
身体障がい	利用者数	人/月	91	80	104	78	117	76
知的障がい	利用者数	人/月	232	198	266	208	300	203
精神障がい	利用者数	人/月	105	109	120	107	135	113
障がい児	利用者数	人/月	1	0	1	0	1	0
合計	利用者数	人/月	429	387	491	393	553	392

【見込み・方向性】

第6期計画期間中の利用実績等を踏まえて、次の表のとおりとしました。

【見込量(月あたり)】

計画相談支援		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい	利用者数	人/月	81	87	93
知的障がい	利用者数	人/月	223	244	268
精神障がい	利用者数	人/月	125	138	152
障がい児	利用者数	人/月	1	1	1
合計	利用者数	人/月	430	470	514

【見込量確保のための方策】

市内の相談支援体制を強化するため、多様な事業者の参入や相談支援専門員数の増加、ICT 導入による業務効率化に向けた補助制度等による取組を行います。

また、障がい特性や個別の事情などに応じた支援を行うことができるよう、相談支援の質的な向上を働きかけていくとともに、積極的な利用を促進します。

イ 地域移行支援・地域定着支援

サービス名	サービス概要
地域移行支援	障がい者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障がい者及び保護施設、矯正施設等を退所する障がい者に対し、住居の確保や地域生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身の障がい者や施設・病院から退所・退院した障がい者のうち、地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談や訪問などの支援を行います。

【第6期障がい福祉計画 計画値・実績(月あたり)】

地域移行支援		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
身体障がい	施設から	人/月	0	0	0	0	1	0
	病院から	人/月	0	0	0	0	0	0
知的障がい	施設から	人/月	1	0	1	0	1	0
	病院から	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障がい	施設から	人/月	0	0	0	0	0	0
	病院から	人/月	2	1	2	2	2	2
合計	施設から	人/月	1	0	1	0	2	0
	病院から	人/月	2	1	2	2	2	2

地域定着支援		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
身体障がい	利用者数	人/月	0	0	0	0	1	1
知的障がい	利用者数	人/月	0	0	1	0	1	1
精神障がい	利用者数	人/月	2	0	2	0	2	2
合計	利用者数	人/月	2	0	3	0	4	4

【見込み・方向性】

第6期計画期間中の利用実績や地域移行推進の方針を踏まえ、次の表のとおりとしました。

【見込量(月あたり)】

地域移行支援		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい	施設から	人/月	1	1	1
	病院から	人/月	0	0	0
知的障がい	施設から	人/月	1	1	1
	病院から	人/月	0	0	0
精神障がい	施設から	人/月	0	0	0
	病院から	人/月	2	2	2
合計	施設から	人/月	2	2	2
	病院から	人/月	2	2	2

地域定着支援		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい	利用者数	人/月	1	1	1
知的障がい	利用者数	人/月	1	1	1
精神障がい	利用者数	人/月	2	2	2
合計	利用者数	人/月	4	4	4

【見込量確保のための方策】

当事者のニーズに適切に対応できるよう、施設、病院関係者への制度周知や相談員の研修を充実するとともに、在宅サービスなどの一体的な提供に努めていきます。

また、障がい特性や個別の事情などに応じた支援を行うことができるよう、質的な向上を働きかけていくとともに、積極的な利用を促進していきます。

(2) 障がい福祉サービス以外の活動指標

① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場(地域生活支援広域調整会議等事業)を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、行政による重層的な連携による支援体制を構築します。

本市では、精神保健福祉関係機関連絡会議を活用して設置した「保健、医療、福祉関係者による協議の場(地域生活支援広域調整会議等事業)」を継続的に開催し、現状分析、地域の課題を共有します。

【第6期障がい福祉計画 計画値・実績(年あたり)】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
協議の場の開催回数	2回	1回	2回	2回	2回	2回
協議の場への関係者の参加人数	延べ40	延べ22	延べ40	延べ43	延べ40	延べ40
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	各1回	各1回	各1回	各1回	各1回	各1回

【第6期障がい福祉計画 計画値・実績(月あたり)】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
精神障がい者の地域移行支援	人/月	2	0	2	2	2	2
精神障がい者の地域定着支援	人/月	2	0	2	0	2	2
精神障がい者の共同生活援助	人/月	51	75	55	79	58	89
精神障がい者の自立生活援助	人/月	1	0	2	0	3	0
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	人/月		33		32		33

【見込量(年あたり)】

精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステムの構築	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	2回	2回	2回
協議の場への関係者の参加人数	延べ40	延べ40	延べ40
協議の場における目標設定 及び評価の実施回数	各1回	各1回	各1回

【見込量(月あたり)】

精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステムの構築	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の 地域移行支援	人/月	2	2	2
精神障がい者の 地域定着支援	人/月	2	2	2
精神障がい者の 共同生活援助	人/月	99	109	120
精神障がい者の 自立生活援助	人/月	1	1	1
精神障がい者の 自立訓練(生活訓練)	人/月	34	36	37

【見込量確保のための方策】

協議の場を継続的に開催し、引き続き現状分析や地域課題について検討していきます。地域の保健、医療、福祉関係機関の相互理解と連携強化を図る場として定着を図ります。

② 相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援事業者は、障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等、関係機関との連携に努めることが必要です。

地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを中心に、障がい種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

本市においては、基幹相談支援センターを平成25年度に設置しました。相談支援体制の検証・評価を行うとともに、地域の相談支援事業所及び地域の相談機関との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。

【第6期障がい福祉計画 計画値・実績(月あたり)】

相談支援体制の充実・強化のための 取組	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
基幹相談支援センターの設置	有	有	有	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する 訪問等による専門的な指導・助言	3回	3回	3回	2回	3回	4回
地域の相談支援事業者の人材育成 の支援	1回	1回	1回	1回	1回	1回
地域の相談機関との連携強化	1回	1回	1回	1回	1回	1回

【見込量(年あたり)】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置		有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による 専門的な指導・助言		3回	3回	3回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援		1回	1回	1回
地域の相談機関との連携強化の取組		2回	2回	2回
個別事例の支援内容の検証				
協議会における相談支援 事業所の参画による事例 検討の実施	実施回数	2回	2回	2回
	参加事業者・機関数	17	17	17
協議会の専門部会の設置	設置数	1	1	1
	実施回数	2回	2回	2回

【見込量確保のための方策】

基幹相談支援センターについては、平成25年度に設置しています。

その他の活動指標については、実地指導の機会や自立支援協議会のケアマネジメント連絡会議及び同会議の研修を活用します。

③ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組

研修への参加等により市職員の質の向上に努めます。

報酬請求にかかる過誤調整等の事務を削減し、運営基準の遵守等によって、事業所等のサービス等の質を向上させるため、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、事業所や関係自治体等と共有します。

障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果を関係自治体等と共有します。

【第6期障がい福祉計画 計画値・実績(年あたり)】

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	2人	12人	2人	17人	2人	15人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	2回	2回	2回	2回	2回	2回
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	1回	1回	1回	1回	1回	1回

【見込量(年あたり)】

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	10人	10人	10人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	2回	2回	2回
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	1回	1回	1回

【見込量確保のための方策】

研修については、大阪府が実施する障がい福祉サービス等に係る研修に積極的に参加します。

集団指導や実地指導の機会を通じて、事業所との障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を行います。

また、近隣自治体で構成する会議体において、関係自治体との障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有や障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有を行います。

(3) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、自立支援給付による各種の障がい福祉サービスや支援事業とともに、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて重要な事業です。

また、地域生活支援事業は市町村・都道府県が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況等に応じて、市町村等が障がい者の地域における自立した生活や社会参加の支援に向けて必要と思われる事業を選び、実施することができます。

本市においては、市内におけるサービス提供体制の確保、利用者の経済的負担への配慮等を図りつつ、地域生活支援事業の計画的・効果的な実施に努めていきます。

【事業概要】

	実施事業
必須事業	理解促進研修・啓発事業
	自発的活動支援事業
	相談支援事業
	成年後見制度利用支援事業
	成年後見制度法人後見支援事業
	意思疎通支援事業
	日常生活用具給付等事業
	手話奉仕員養成研修事業
	移動支援事業
	地域活動支援センター事業
任意事業	訪問入浴サービス
	日中一時支援
	雇用施策と連携した重度障がい者等就労支援特別事業
	重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業

① 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

事業名	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活をする上で生じる社会的障壁をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

【第6期障がい福祉計画 実績】

障がい者団体への委託事業である「社会参加促進事業」等により、啓発の推進、交流の促進に係る事業を実施しました。

理解促進研修・啓発事業、 自発的活動支援事業	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有	有	有	有	有	有

【方向性】

令和6年度以降も、理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業を実施します。

理解促進研修・啓発事業、 自発的活動支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有
自発的活動支援事業	有	有	有

② 相談支援事業

事業名	事業の概要
障がい者相談支援事業	障がい者等のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行います。また、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援事業者との連携やネットワークの強化を図り、地域全体の相談支援体制の充実を図ります。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
障がい児等療育支援事業	在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)、身体障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する都道府県域の療育機能との重層的な連携を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等の支援を行います。また、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

【第6期障がい福祉計画 実績】

相談支援事業	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
障がい者相談支援事業	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
基幹相談支援センター	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有	有	有	有
障がい児等療育支援事業	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
住宅入居等支援事業	有	有	有	有	有	有

【方向性・見込量】

令和6年度以降も、相談支援事業を実施します。

相談支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	8か所	8か所	8か所
基幹相談支援センター	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有
障がい児等療育支援事業	2か所	2か所	2か所
住宅入居等支援事業	有	有	有

③ 成年後見制度利用支援事業

事業名	事業の概要
成年後見制度利用支援事業	知的障がい者や精神障がい者等、判断能力が不十分な障がい者が、障がい福祉サービスの利用契約の締結等を適切に行えるようにするため、成年後見制度の利用支援を行います。

【第6期障がい福祉計画 実績(年あたり)】

成年後見制度の利用に要する経費について、補助を受けなければ、その利用が困難である人に対して、後見人等の報酬等必要となる経費を補助しました。

成年後見制度利用支援事業		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
成年後見制度利用支援事業	利用者数	12	32	14	23	16	25

【方向性・見込量(年あたり)】

令和6年度以降も、権利擁護のため適切に成年後見制度利用支援事業を実施します。

成年後見制度利用支援事業		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	27	29	31

④ 成年後見制度法人後見支援事業

事業名	事業の概要
成年後見制度法人後見支援事業	障がい者の権利擁護を図ることを目的に、成年後見制度の業務を適正に行うことができる法人の確保に向けた取組を行います。

【第6障がい福祉計画 実績】

法人後見制度に関する研修等を実施しました。

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
成年後見制度法人後見支援事業	有	有	有	有	有	有

【方向性】

令和6年度以降も、成年後見制度法人後見支援事業を実施します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	有	有	有

⑤ 手話奉仕員養成研修事業、意思疎通支援事業、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業

事業名	事業の概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行う。
意思疎通支援事業 (手話通訳派遣事業、 要約筆記派遣事業、 手話通訳設置事業)	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者や要約筆記者の派遣や、手話通訳者の設置を行います。
特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的に、手話通訳者・要約筆記者や盲ろう者向け通訳・介助員等の養成研修及び派遣を行います。

【第6期障がい福祉計画 見込量と実績(年あたり)】

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を実施しました。

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行いました。

養成研修事業・派遣事業		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
手話奉仕員 養成研修事業	修了者数	人/年	46	27	48	23	50	36
手話通訳者 派遣事業	利用件数	人/年	707	806	719	735	731	758
	利用時間	時間/年	1,100	802	1,118	811	1,137	836
要約筆記者 派遣事業	利用件数	人/年	28	14	29	19	30	20
	利用時間	時間/年	54	18	56	43	58	45
手話通訳者 設置事業	実設置数	人/年	3	3	3	3	3	3

【方向性・見込量(年あたり)】

第5期・第6期計画期間中の利用実績や手話言語条例施行に伴う周知啓発の取組等を参考に次の表のとおりとしました。

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業(手話通訳者養成研修事業及び要約筆記者養成研修事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業、失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業)、派遣事業(盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業)については、大阪府との共同実施により各事業の担い手の確保を図ります。

養成研修事業・派遣事業		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員 養成研修事業	修了者数	人/年	37	38	38
手話通訳者 派遣事業	利用件数	件/年	781	805	830
	利用時間	時間/年	862	888	915
要約筆記者 派遣事業	利用件数	件/年	21	22	23
	利用時間	時間/年	48	50	52
手話通訳者 設置事業	実設置数	人/年	3	3	3

○「特に専門性の高い意思疎通支援を行う者」の養成研修・派遣事業(大阪府共同実施)

養成研修事業・派遣事業		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者養成研修事業	合格者数	人/年	20	20	20
	修了者数	人/年	40	40	40
要約筆記者養成研修事業	合格者数	人/年	10	10	10
	修了者数	人/年	20	20	20
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	登録者数	人/年	30	30	30
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	登録者数	人/年	5	5	5
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用件数	件/年	10,825	10,825	10,825
	利用時間	時間/年	43,300	43,300	43,300
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 (失語症サロンへの派遣)	利用件数	件/年	2	2	2

注)見込値については、大阪府全体の値です。

⑥ 日常生活用具給付等事業

事業名	事業の概要
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等の日常生活が安全・円滑に行われるための用具を給付・貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。

用具の種類	主な内容
介護・訓練支援用具	介護用ベッドや特殊マットなど、障がい者の身体の保護や負担を軽減する用具
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がい者の自立生活を支援するための用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器やパルスオキシメーターなど、障がい者の在宅療養等を支援するための用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がい者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具など、障がい者の排せつ管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成

【第6期障がい福祉計画 見込量と実績(年あたり)】

日常生活用具等給付事業	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
介護・訓練支援用具	件/年	36	27	37	19	38	29
自立生活支援用具	件/年	96	69	96	49	96	79
在宅療養等支援用具	件/年	86	84	86	90	86	91
情報・意思疎通支援用具	件/年	95	74	97	55	99	64
排泄管理支援用具	件/年	6,866	7,331	7,072	7,202	7,284	7,477
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	10	4	10	3	10	5

【方向性・見込量(年あたり)】

第5期・第6期計画期間中の利用実績を参考に次の表のとおりとしました。

日常生活用具等給付事業	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	29	29	29
自立生活支援用具	件/年	79	79	78
在宅療養等支援用具	件/年	91	91	91
情報・意思疎通支援用具	件/年	64	63	63
排泄管理支援用具	件/年	7,762	8,057	8,365
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	5	5	5

⑦ 移動支援事業

事業名	事業の概要
移動支援事業	外出が困難な全身性障がいのある人、知的障がい者、精神障がい者等に対して、外出の際の移動を支援します。

【第6期障がい福祉計画 見込量と実績(月あたり)】

移動支援事業		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
身体障がい	利用者数	人/月	231	191	232	190	190	189
	利用量	時間/月	32,842	20,476	33,067	22,084	33,294	34,206
知的障がい	利用者数	人/月	763	530	766	543	771	556
	利用量	時間/月	108,622	74,210	109,368	83,066	110,119	97,449
精神障がい	利用者数	人/月	69	122	70	125	70	128
	利用量	時間/月	9,891	7,892	9,959	7,479	10,027	8,361
障がい児	利用者数	人/月	56	71	56	73	56	75
	利用量	時間/月	7,916	2,982	7,940	3,252	8,025	4,758
合計	利用者数	人/月	1,119	914	1,124	931	1,087	948
	利用量	時間/月	159,271	105,560	160,334	115,881	161,465	144,774

【方向性・見込量(月あたり)】

第5期・第6期計画期間中の利用実績を参考に次の表のとおりとしました。

ニーズの把握や利用状況などを勘案し、障がいの特性に応じた適切なサービスの提供に努めるとともに、職員の確保・研修を通じた質の向上などを事業所に働きかけていきます。

移動支援事業		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい	利用者数	人/月	188	187	186
	利用量	時間/月	34,027	33,849	33,672
知的障がい	利用者数	人/月	570	584	598
	利用量	時間/月	99,839	102,288	104,797
精神障がい	利用者数	人/月	131	134	138
	利用量	時間/月	8,567	8,777	8,993
障がい児	利用者数	人/月	77	79	82
	利用量	時間/月	4,892	5,030	5,172
合計	利用者数	人/月	966	984	1,004
	利用量	時間/月	147,325	149,944	152,634

⑧ 地域活動支援センター事業

事業名	事業の概要
基礎的事業	地域で生活する障がい者の日中活動の場として、創作的活動または生産活動の機会の提供を行います。
機能強化事業	障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターの機能を充実強化するもので、本市における実施内容は次のとおりです。 Ⅰ型：精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための普及啓発等の事業 Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施する事業 Ⅲ型：創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を促進する事業

【第6期障がい福祉計画 見込量と実績(年あたり)】

地域活動支援センター	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	
Ⅰ型	実施箇所数	箇所	2	2	2	2	2	
	利用者数	人/年	192	155	195	183	198	186
Ⅱ型	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	利用者数	人/年	152	124	149	125	146	139
Ⅲ型	実施箇所数	箇所	5	5	5	5	5	5
	利用者数	人/年	40	36	41	28	42	28
合計	実施箇所数	箇所	8	8	8	8	8	8
	利用者数	人/年	384	315	385	336	386	364

【方向性・見込量】

第5期・第6期計画期間中の利用実績を参考に次の表のとおりとしました。

地域活動支援センター	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
Ⅰ型	実施箇所数	箇所	2か所	2か所	2か所
	利用者数	人/年	189	192	195
Ⅱ型	実施箇所数	箇所	1か所	1か所	1か所
	利用者数	人/年	139	139	138
Ⅲ型	実施箇所数	箇所	5か所	5か所	5か所
	利用者数	人/年	29	30	31
合計	実施箇所数	箇所	8か所	8か所	8か所
	利用者数	人/年	357	361	365

⑨ 在宅重度身体障がい者等訪問入浴サービス【任意事業】

事業名	事業の概要
在宅重度身体障がい者等訪問入浴サービス	在宅の重度身体障がい者等で、自力または家族等の介助だけでは入浴が困難な人に、自宅を訪問し、入浴のサービスを行います。

【第6期障がい福祉計画 見込量と実績(年あたり)】

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
在宅重度身体障がい者等訪問入浴サービス	件/年	964	922	996	811	1,029	826

【方向性・見込量(年あたり)】

第5期・第6期計画期間中の利用実績を参考に次の表のとおりとしました。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅重度身体障がい者等訪問入浴サービス	840	856	871

⑩ 日中一時支援【任意事業】

事業名	事業の概要
日中一時支援	在宅の障がい者等を日常的に介護する家族等の一時的な負担軽減を図るため、日中において、障がい者等に活動の場を提供し、介護や見守りなどの必要な支援を行います。

【第6期障がい福祉計画 見込量と実績(年あたり)】

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
日中一時支援	単位/年	17,735	13,757	17,911	11,506	18,089	11,620

※単位:1回の利用が4時間以内の場合は1単位、4時間を超え8時間以内は2単位、8時間を超える場合は3単位。

【方向性・見込量(年あたり)】

第5期・第6期計画期間中の利用実績を参考に次の表のとおりとしました。

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援	単位/年	11,736	11,852	11,970

⑪ 雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業【任意事業】

事業名	事業の概要
雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業	重度障がい者等の就労機会の拡大を図るため、通勤や職場等における支援を行います。(令和5年2月事業開始)

【第6期障がい福祉計画 見込量と実績(年あたり)】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	実績
雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業	人/年		0	0

【方向性・見込量(年あたり)】

令和5年2月に開始した事業で、実績がありませんでしたが、先行自治体の実績をもとに、次の表のとおりとしました。

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業	人/年	2	2	2

⑫ 重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業【任意事業】

事業名	事業の概要
重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業	重度障がい者の社会参加を促進するため、大学等が支援体制を構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等の支援を行います。(令和4年4月事業開始)

【第6期障がい福祉計画 見込量と実績(年あたり)】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	実績(見込)
重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業	人/年		0	0

【方向性・見込量(年あたり)】

令和4年4月に開始した事業で、実績がありませんでしたが、先行自治体の実績をもとに、次の表のとおりとしました。

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業	人/年	1	1	1

第4章 障がい児福祉計画



I 成果目標

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための 児童発達支援センターの設置及び保育所等 訪問支援の充実

第3章 障がい福祉計画

平成24年4月から児童発達支援センターとして高槻市立療育園及び高槻市立うの花療育園を設置しており、平成26年6月からは両施設で保育所等訪問支援の事業も開始しております。引き続き中核的な役割を果たす施設として、いっそうの活用を図るとともに、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築します。

ア 児童発達支援センターの設置

【国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方】
令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

【成果目標】

	令和8年度
児童発達支援センター	設置済

イ 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

【国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方】
各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。【新規】

【成果目標】

	令和8年度	考え方
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	構築	児童発達支援センターが主体となり保育所等訪問支援等を活用しながら実施する

(2)

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数

【国の基本指針】

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

【大阪府の基本的な考え方】

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村が目標値を設定する際には、大阪府が示す目標値を参考に設定すること。ただし、府が示す参考値以上の事業所がすでに設置されている場合には、それ以上の事業所数を設定すること。

【成果目標】

	令和8年度	考え方
児童発達支援事業所	1か所以上	定員5名の事業所
放課後等デイサービス事業所	3か所以上	

(3)

医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会のワーキング等を活用して設置した関係機関の協議の場を、定期的を開催し、関係機関等が連携を図るための協議を進めます。また、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、大阪府医療的ケア児支援センターとの連携を図りながら、地域における医療的ケア児のニーズ把握や必要に応じた関係機関との調整等に努めます。

【国の基本指針】

令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること【新規】。

各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【大阪府の基本的な考え方】

令和8年度末までに、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場を府、各圏域、各市町村で設置することを基本とし、令和8年度末までに、医療的ケア児等コーディネーターについて、福祉関係、医療関係各1名以上、地域の実情に応じて市町村に配置することを基本とする。

【成果目標】

	令和8年度
関係機関の協議の場	自立支援協議会のワーキング等を活用し設置した、関係機関の協議の場を定期的を開催するとともに、関連分野の支援を調整する医療的ケア児等コーディネーターを、福祉関係・医療関係の各1名配置する。

2 活動指標

(1) 障がい児通所支援・障がい児相談支援

① 障がい児通所支援・障がい児相談支援

サービス名	サービス概要
児童発達支援	就学前の児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学している児童について、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う児童について、当該施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等のため、外出が著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児またはその保護者の障がい児通所支援の利用に関する意向等を勘案し、「障がい児支援利用計画案」を作成し、通所給付決定が行われた後に関係者との連絡調整等を行うとともに、「障がい児支援利用計画」を作成します。

【第2期障がい児福祉計画 実績(月あたり)】

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)	
児童発達支援	利用者数	人/月	752	743	827	744	910	745
	利用日数	人日/月	3,438	3,761	3,747	4,140	4,085	4,557
医療型 児童発達支援	利用者数	人/月	50	51	50	48	50	45
	利用日数	人日/月	264	322	264	286	264	254
放課後等 デイサービス	利用者数	人/月	1,056	1,083	1,144	1,172	1,239	1,268
	利用日数	人日/月	7,115	7,858	7,638	8,882	8,199	10,039
保育所等 訪問支援	利用者数	人/月	15	40	17	58	19	84
	訪問回数	回/月	45	71	49	96	53	130
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	人/月	1	0	2	0	2	0
	訪問回数	回/月	1	0	2	0	2	0
障がい児 相談支援	利用者数	人/月	142	145	145	150	121	158

【見込み・方向性】

第6期計画期間中の利用実績、市内の事業所数及び定員の増減などを参考に次の表のとおりとしました。

【見込量(月あたり)】

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数	人/月	805	817	830
	利用日数	人日/月	5,300	5,801	6,352
放課後等 デイサービス	利用者数	人/月	1,349	1,435	1,527
	利用日数	人日/月	11,444	13,046	14,872
保育所等 訪問支援	利用者数	人/月	102	124	150
	訪問回数	回/月	150	173	200
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	人/月	1	1	1
	訪問回数	回/月	1	1	1
障がい児 相談支援	利用者数	人/月	160	162	164

※ 年度の障がい児支援利用援助及び継続障がい児支援利用援助の延べ利用者数を12月で除算したものです。

※ 令和4年6月に成立した改正児童福祉法により、障がい種別にかかわらず障がい児を支援できるよう児童発達支援の類型が一元化されることから、医療型児童発達支援の項目を削除し、児童発達支援の項目に数値を含めて見込量を算出しています。

【見込量確保のための方策】

国等の方針や動向を踏まえながら、広く情報提供を行うこと等により、多様な事業者の参入や既存事業者の事業拡充を促進していきます。

サービスの利用促進に向けて、引き続き制度の周知等を図ります。

適切な支援の提供や事業運営ができるよう、市内事業所を訪問し把握した支援内容やサービス提供にあたっての留意事項について、事業所連絡会等の機会を通じて情報共有を行うなど、「療育の質の確保」に取り組めます。

大阪府が実施する従事者養成講座等について、市内事業者への情報提供や受講の促進を行います。

障がい児相談支援事業所連絡会等を通じ、事業者間や関係機関との連携体制の強化を図り、事業の実施のために必要な情報を共有するとともに、知識技術の向上を図るなど、人材育成等による質の向上に努めます。

② 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

	令和8年度
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	令和8年度末までに、関連分野の支援を調整する医療的ケア児等コーディネーターを、福祉関係・医療関係の各1名配置します。

【第2期障がい児福祉計画 実績(年あたり)】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
医療的ケア児等 コーディネーター 配置人数	福祉関係	1人	2人	1人	2人	1人	2人
	医療関係	1人	0人	1人	0人	1人	0人

【見込量(年あたり)】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等 コーディネーター 配置人数	福祉関係	2人	2人	2人
	医療関係	2人	2人	2人

【見込量確保のための方策】

各関連分野の支援を調整する医療的ケア児等コーディネーターを、福祉・医療の各分野に配置できるよう、関係機関との連携・調整を進めます。

(2) 発達障がい者等に対する支援

事業名	概要
ペアレントトレーニング等の支援プログラムの実施等	保護者が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムや、ペアレントメンター・ピアサポートといった当事者同士の共助の場の充実を図ります。

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	10	10	20	20	30	30
ペアレントメンター		1	1	2	1	3	1
ピアサポート活動		5	6	10	12	15	15

【見込量(年あたり)】

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数	受講者数	人	30	30	30
	実施者数		3	3	3
ペアレントメンター	年度末時点人数		3	3	3
ピアサポート活動	参加人数		15	15	15

【見込量確保のための方策】

引き続き、支援の対象となる保護者のニーズ把握に努めるとともに、適切な実施時期・規模・頻度となるよう、支援プログラムを実施します。

また、保護者同士が繋がりを持てる場となるよう、大阪府からの派遣によるペアレントメンターの活用やピアサポート活動を継続的に実施します。

3 主な子育て支援サービス

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づいて策定された『第2次高槻市子ども・子育て支援事業計画』（令和2年度～令和6年度）との調和を保ちつつ、子育て・子育ての支援に関する施策と連携を図りながら支援体制の充実に努めます。

『第2次高槻市子ども・子育て支援事業計画』において掲げた幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に関する定量的な見込みのうち、本計画期間内にあたる令和6年度の見込みについて掲載します。

【第2次高槻市子ども・子育て支援事業計画における月あたりの見込】

		令和6年度
1号認定	2号幼稚園希望含む	4,197人
2号認定	上記以外	3,140人
3号認定	1・2歳	2,656人
	0歳	574人
時間外保育事業(延長保育事業)		3,836人
放課後児童健全育成事業(低学年)		3,172人
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		2,524人
養育支援訪問事業		275人
地域子育て支援拠点事業		18か所
一時預かり事業 <認定こども園、幼稚園在園児>		179,132人
一時預かり事業<認定こども園、保育所、つどいの広場、ファミリー・サポート・センター事業(在園児以外)>		34,614人

【子ども・子育て支援等の利用ニーズ】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児数	3,156	3,221	3,287

※児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援の支給決定者数見込値(重複支給決定者含む)

第5章 関連事項



国の基本指針や大阪府の基本的考え方で示された基本的理念及び障がい福祉サービス・障がい児支援・相談支援の提供体制の確保に必要な以下の事項について、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施に向けて取り組みます。

① 障がいを理由とする差別の解消の推進

- ・障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、市職員や市の機関における「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」による相談の取組
- ・庁内各課及び大阪府広域支援相談員と連携した高槻市障がい者虐待防止・差別解消連絡会議における差別解消に関する情報共有及び意見交換等の取組
- ・障がいを理由とする差別解消に向けて、障がいに対する正しい知識や理解を深めるためパンフレット等を活用した啓発活動の取組

② 障がい者等に対する虐待の防止

- ・虐待通報時の速やかな安全確認・事実確認及び終結に至るまでの適切な対応
- ・相談支援専門員等による早期発見と市との連携
- ・虐待事案の再発防止に向けた発生要因の分析・検証の実施及び虐待防止ネットワークへの報告
- ・メール等の活用や閉庁時の対応及び警察等との連携による相談・通報体制の充実

③ 障がい福祉人材の確保

- ・従事者研修費補助金を活用した障がい福祉人材の育成
- ・障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの周知・広報

④ 障がい者の社会参加を支える取組・ニーズや実情の把握

- ・視覚障がい者等の読書環境の整備の計画的推進

- ・利用者や障がい福祉サービス等の社会的基盤の整備の実情の把握

⑤ 基幹相談支援センター等における相談支援体制の構築

- ・相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援
- ・主任相談支援専門員の計画的確保・活用に向けた取組
- ・障がい児入所施設に入所している児童の18歳以降の地域生活への移行に向けた、福祉サービス等の調整並びに児童相談所との連携

⑥ 自立支援協議会の活用

- ・施設や入院からの地域移行に必要な福祉施設等の支援に係るニーズの把握
- ・障がい者等の実態把握、支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築や運営状況に対する評価、支援体制の改善
- ・居住支援協議会との連携に向けた取組
- ・発達障がい者支援センター、高次脳機能障がい支援拠点、難病相談支援センター等との連携に向けた取組

⑦ 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

- ・保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小中学校、特別支援学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等の緊密な連携や協力体制の構築
- ・就学時・卒業時の支援の円滑な引継ぎやライフステージに応じた対応力強化
- ・難聴児等の早期発見や円滑かつ適切な支援・治療の実施や関係機関との連携

⑧ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

- ・重症心身障がい児や医療的ケア児の人数及びニーズの把握、支援体制の充実
- ・新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据えた個々の医療的ケア児の発達段階に応じた支援
- ・医療的ケア児支援の協議の場を活用した、総合的かつ包括的な支援体制の構築や社会資源の開発・改善に向けた取組

⑨ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援

- ・ 庁内関係課や難病相談支援センター等と連携した、難病患者等本人に対する必要な情報の提供等の取組をとおした、障がい福祉サービスの活用の促進

第6章 計画の推進に向けて

(1) 推進体制

① サービス提供体制の整備に向けて

障がいのある人のニーズに応え、適切なサービスが提供されるよう、各事業者・機関などと連携し、必要に応じ「ケア会議」の開催を支援します。

また、障がい福祉サービスの質の向上を図るため、大阪府が実施する各種研修などへの参加・参画などを事業者に働きかけていきます。

さらに、地域生活支援事業については、利用者のニーズに対応した適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導・情報提供などに努めます。

② 相談窓口・支援ネットワークの整備・充実

障がいのある人が、身近な所で、福祉制度や障がい福祉サービスなどについての情報を得たり発信したりできるよう、情報アクセシビリティの向上に取り組むとともに、サービスの利用に際して自己選択・自己決定ができるよう、相談支援事業者のさらなる確保と連携の強化を図り、スキルアップや情報提供など質的な充実を促進します。

また、障がいのある人自身のエンパワメントを活かし、自立と社会参加をよりいっそう進めるため、障がいのある人同士や家族同士の交流の場・機会を充実するなど、ピア活動やピアサポートの拡充を支援します。

また、障がい特性や当事者のニーズなどに適切かつ的確に応えられるよう、「高槻市自立支援協議会」の各ワーキングの運営の充実に努めます。

③ 関係各課・関係機関・関係団体等との連携

障がい者・子ども・高齢者など、『高槻市に住むすべての人々が夢を育み 安心して暮らせる自治と共生のまちづくり』の実現に向けた地域福祉推進の理念、また障がい児者と高齢者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、障がい福祉と介護保険制度の両方の制度に新たに共生型サービスの位置づけがされていることなどから、障

がい者施策全般の取組を円滑に推進するため、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、各分野の関係各課、関係機関・団体、当事者、関係者等との連携を強化します。

また、市職員の「障がい」に関する理解を高め、障がいのある人の生活に関する対応をよりいっそう充実するため、研修や情報共有などについて関係課との連携を図ります。

(2) 計画の進行管理

① 計画の点検・評価

本計画の進捗状況については、活動指標として設定した各分野におけるサービス量等の把握を行った上で、成果目標の進捗状況やその背景等について分析し、成果目標の達成に向けた今後の取組の検討を行うものとします。

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て(Plan)、実施(Do)、その進行状況を定期的に把握し点検・評価(Check)した上で、その後の取組に反映する(Action)、というPDCAサイクルの考え方にに基づき、各施策や事業の実施状況について定期的に点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

② 計画の広報・周知の充実

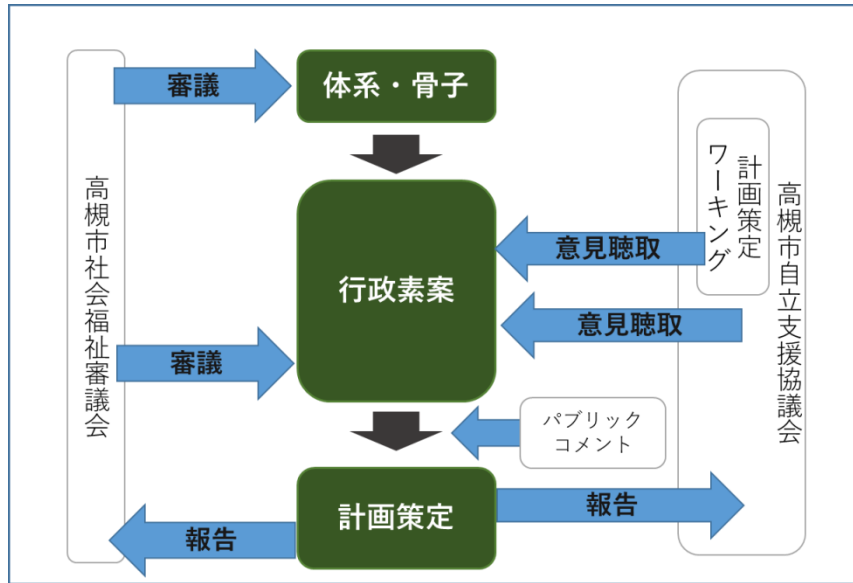
計画の進捗状況については、「高槻市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会」、「高槻市自立支援協議会」へ報告するとともに、情報の共有化を図り、施策のいっそうの充実に努めます。

また、広く市民に周知し、幅広い市民意見の把握に努めるとともに、障がいに関する市民の理解を深め、障がい者の社会参加を促進するため、さまざまな機会や場において周知・啓発活動を進めます。

参 考 資 料



Ⅰ 策定体制と経過



附属機関

○高槻市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会

令和5年8月1日 策定スケジュールの説明・骨子の審議

令和5年11月14日 計画素案の審議

令和6年1月31日～令和6年2月15日 パブリックコメントの結果報告(書面審議)

◎:会長 ○:職務代理者

氏名	所属等	選出区分
○ 秋山 宗由	民生委員児童委員協議会関係	学識経験者
漆崎 道清	社会福祉協議会関係	社会福祉関係者
尾崎 貞宣	歯科医師会関係	学識経験者
木山 ユウ子	市議会議員関係	市議会議員
清水 梅乃	障害児者団体連絡協議会関係	学識経験者
玉井 浩	大学教授関係	学識経験者
長井 正樹	商工会議所関係	学識経験者
彦坂 誠	医師会関係	学識経験者
◎ 松村 人志	大学教授関係	学識経験者
森田 耕平	社会福祉施設関係	社会福祉関係者
和田 光子	障害児者団体連絡協議会関係	学識経験者

関係機関との意見交換の場

○高槻市自立支援協議会 全体会議

令和5年7月19日 策定スケジュールの説明・計画策定ワーキング設置の承認

令和5年10月30日 計画素案に対する意見聴取

令和6年2月14日 パブリックコメント結果報告

○高槻市自立支援協議会 計画策定ワーキング

令和5年9月21日 策定スケジュール、国指針の概要説明、前計画の成果目標の検証、
成果目標の確認、障がい福祉サービス等の活動指標の確認

令和5年10月12日 計画素案に対する意見聴取

障がい福祉サービス提供法人・事業所調査

令和5年7月3日～令和5年7月24日 障がい福祉サービス等提供法人・事業所調査

パブリックコメント

令和5年12月20日～令和6年1月19日

募集方法 郵送、FAX、高槻市ホームページ、持参

意見数 10件

2 用語解説

《あ行》

■医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為。

■意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み。

■インクルーシブ

日本語では「包み込むような」「包摂的な」と訳される形容詞。それぞれの人が持つ潜在的な能力をできる限り発揮できるようにするため、誰も排除せず、一人ひとりを社会の構成員として取り込む「社会的包摂」(ソーシャルインクルージョン)として使われることが多い。

■インクルージョン

教育や福祉の分野等において、障がいがあることによる区別を取り除き、誰もが対等な関係で関わりあい、社会や組織に参加する機会が提供されるという理念。

■エンパワメント

自己の課題を解決するにあたり、自分が主体者であることを自覚し、自分自身に自信がもてるように、その人の力を高めていくという理念。

《か行》

■基幹相談支援センター

障害者総合支援法において位置づけられ、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。総合的な相談業務、専門相談、相談支援事業所等への専門的な指導・助言

及び成年後見制度の利用支援などの業務を行う。本市では、市福祉相談支援課内に設置している。

■協働

相互に特性を認めあい、それぞれの役割と責任を果たしながら、共通する社会的課題の解決や目的の実現に向けて、各種事業の実施、サービスの提供を行うなどの関係。

■強度行動障がい

他害行為や自傷行為、物を壊すなど周囲に影響を及ぼす行動が通常考えられない頻度と形式で出現している状態で、家庭でかなり努力をして養育しても難しい状態が続き、特別な支援が必要な状態のこと。

■権利擁護

判断能力が不十分な人が適切に福祉サービスなどを利用し、地域生活を継続することができるよう支援等を行い、人権をはじめとするさまざまな権利を保護すること。

■高次脳機能障がい

一般に、外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等を指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」などの症状がある。

■ケアマネジメント連絡会議(自立支援協議会内)

高槻市自立支援協議会に設置された会議の一つで、多職種連携により地域課題を抽出するための協議・検討を行う。障がい児者相談支援事業所の相談支援専門員等により構成される。

■合理的配慮

行政機関等や事業者がその事業等を行うに当たって、個々の場面で障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があったときに行われる必要かつ合理的な取組であり、実施に伴う負担が過重でないもの。令和6年4月1日からは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(略称:障害者差別解消法)において、民間事業者も行政機関と同様に、障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化。

■心のバリアフリー

さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

《さ行》

■サービス等利用計画

障がい福祉サービスの申請にあたって、相談支援専門員が障がい児者の心身の状況や環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障がい福祉サービスの種類及び内容その他の事項を記載したもの。

■児童発達支援センター

障がい児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うことを目的とする施設。本市では、高槻市立療育園及び高槻市立うの花療育園の2園を設置している。

■重症心身障がい児

児童福祉法上、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している状態にある児童・生徒。

■重層的支援体制

対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することで、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制のこと。

■集団指導

福祉サービス事業者がサービス事業所において適切なサービスを提供するために必要な情報(遵守すべき法令の内容、各種サービス提供の取り扱い、報酬請求に関する事項等)を伝達することを目的として講習会等を実施するもの。

■手話言語条例

手話及びろう者に対する理解及び手話の普及の促進についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、基本理念に基づく施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が互いに尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目的として制定された条例。

■手話通訳者・手話奉仕員

手話通訳者は、それぞれの都道府県等で認定された手話通訳をする人。主に都道府県等が認定した民間機関(全国手話研修センター)が実施する「手話通訳者全国統一試験」に合格することが条件で、試験に合格した後、都道府県の独自審査に通過することで「都道府県認定の手話通訳者」になることができる。

手話奉仕員は、市町村が実施する手話奉仕員養成講座を修了した人。手話奉仕員養成講座は入門課程と基礎課程に分かれており、基礎課程を修了すると、市町村に手話奉仕員と登録される。

■障がい支援区分

障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、その度合に応じ、区分1から区分6までの6段階で認定される。障がい福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となる。認定にあたっては、全国一律で定められた80項目の認定調査票や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て認定される。

■障害者の権利に関する条約(略称:障害者権利条約)

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。国連の障害者権利委員会は、令和4年9月に、インクルーシブ教育を受ける権利の認識、障がい者の脱施設化及び自立生活支援、精神障がい者の非自発的入院及び隔離・拘束に関わる法制度の見直し、意思決定を代行する制度から支援を受けて意思決定をする仕組みへの転換等、多岐にわたる事項に関し、政府へ見解及び勧告を示した。

■障害者優先調達推進法

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の略称。平成25(2013)年4月施行。国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る。

■障がい福祉サポートネットワーク

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、居住支援のための機能(相談、体験のための機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を、地域の

体制を整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制(地域生活支援拠点)構築を目的としたネットワーク。

■情報アクセシビリティ

高齢者・障がい者が、情報通信機器、ソフトウェア及び(これらによって実現される)サービスを支障なく操作または利用できる機能。

■自立支援医療(精神通院医療)

通院による精神医療を続ける必要がある人の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度。

■自立支援協議会

障がい児者、家族または介護者等が、障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉事業所等が参加しサービスに関するシステムづくりについての協議をする場。障害者総合支援法では「協議会」として位置づけられる。

■自立支援審査支払等システム

障害者自立支援給付における障がい福祉サービス等の提供にあたって、事業所が請求した情報に基づき、国保連合会が受付、点検、審査等を経て市町村へ請求し、事業所へ報酬等が支払われる仕組み。

■新型コロナウイルス感染症

呼吸器症状を主とする感染症。令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、世界的流行をもたらした。重症化リスクが高く、飛沫により感染するため、密閉・密集・密接の予防を目的に、日本でも令和2年から令和4年にかけて、4回の緊急事態宣言が出され、すべての国民の外出が制限された。令和5年5月に5類感染症に位置づけられた。

■身体障がい者手帳

身体障害者福祉法に基づき、一定程度以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として交付されるもの。法によるサービス等を受けるためには、手帳の交付を受けていることがその前提となっている。

■精神障がい者保健福祉手帳

精神障がいのある人(知的障がい者を除く)の社会復帰・自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を持つ人のうち、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人を対象として交付される手帳。精神障がい者保健福祉手帳の対象となる精神疾患は、統合失調症、気分(感情)障がい、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神障がい、発達障がい、その他の精神疾患とされている。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制。「地域包括ケアシステム」における、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方を、精神障がい者のケアにも応用したもの。

■精神保健福祉士

国家資格であり、専門的知識及び技術をもって、精神上の障がいがある人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練、または保健医療、障がい福祉、地域相談支援等に関するサービスを提供する関係者との連携及び調整、その他の援助を行う専門職。

■成年後見制度

認知症、知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人を保護するため、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行うほか、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。なお、申立てを行う者がいない場合、市町村長に申立て権が付与されている。

■相談支援専門員

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がい者の全般的な相談支援を行う人。

《た行》

■地域共生社会

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。

■地域子育て支援拠点(つどいの広場・子育て支援センター)

地域の子育て支援の拠点として、主に乳幼児(0～3歳)と子育て中の親が気軽につどい、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流などを行うとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う施設。

■地域相談支援

障がい者の地域生活の移行・継続を支えるための障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス。施設に入所している障がい者などが地域生活に移行できるようにするために必要な支援を行う「地域移行支援」、単身で生活する障がい者に対して、常時の連絡体制や緊急の事態等に相談ができるようにするための「地域定着支援」の2種類がある。

■地域福祉計画

地域共生社会の実現を目指し、地域福祉推進にあたっての基本的な考え方を示す計画。住民の一人ひとりが主役となって、地域の各種団体・ボランティア、福祉サービス事業者、相談支援機関、行政などが連携し、制度によるサービスだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築きながら共に生き、支えあう社会の実現を目指す。

■地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年に向け、介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される地域での体制。

■特別支援学校(支援学校)

障がいのある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上または生活上の困難を克服し、自立が図られることを目的とした学校。

《な行》

■内部障がい

身体障害者福祉法に定める心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸機能障がい、ぼうこうまたは直腸の機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がいの総称。

■難病

治療方法が確立されていない病気で、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定難病は「障がい福祉サービス」の対象となっている。

《は行》

■発達障がい

主に比較的低年齢において発達の過程で現れ始める行動やコミュニケーション、社会適応の問題を主とする障がいのこと。いくつかのタイプに分類されており、自閉症スペクトラム障がい(ASD)、注意欠如・多動性障がい(ADHD)、学習障がい(LD)などが含まれる。発達障害者支援法においては、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいで、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。」と定義されている。

■バリアフリー

道路や建築物の入り口の段差などの物理的なバリア(障壁)や、高齢者、障がい者などの社会参加を困難にしている社会的制度化されたバリア(資格・免許取得を制限する欠格事項など)、また心理的なバリア(偏見など)の除去という意味。広義には、高齢者や障がい者だけではなく、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去することを意味する。

■ピアサポート

同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間(英語で「peer」)が、体験を語り合い、回復をめざす取組。アルコールや薬物中毒の自助グループ、がんなどの患者やその家族、教育現場など、さまざまな分野に広がっている。

■ ペアレントトレーニング

保護者が環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者自身の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目標とするもの。

■ ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員等)が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。

■ ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

■ 法人後見支援事業

障がい者の権利擁護を図ることを目的に、成年後見制度の業務を適正に行うことができる法人の確保に向けた取組。

《や行》

■ ユニバーサルデザイン

あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

■ 要約筆記

意思疎通手段の一つで、話し手の内容の要点を筆記して聴覚障がい者に伝達するもの。

《ら行》

■ ライフステージ(life stage)

乳児期、幼児期、児童期、青年期、成年期、高齢期など、人が生まれてから死に至るまでのさまざまな人生の段階を表す言葉。

■療育手帳

知的障がいのある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするために、一定程度以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として交付されるもの。

《アルファベット》

■SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)

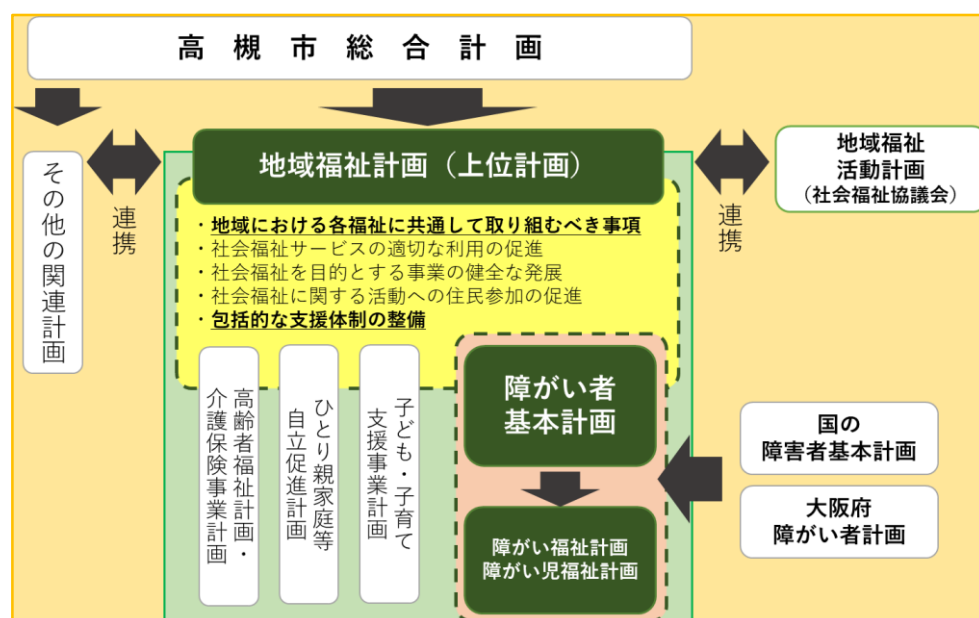
平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。

第2次高槻市障がい者基本計画の概要

第1章 計画の基本方向

1 計画の策定にあたって

- » 障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」
- » 高槻市障がい者基本計画（以下、「前計画」という。）を引き継ぐとともに、改正社会福祉法に基づき、上位計画である地域福祉計画と調和を図り、地域共生社会の実現を目指します。
- » 計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。
- » 国の動向や最新の知見に基づき、感染症の流行への対応を図っていきます。



2 計画の理念

【基本理念】※地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画と共通

高槻市に住むすべての人々が、夢を育み、安心して暮らせる 自治と共生のまちづくり

- » 人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創る「地域共生社会」を実現に向け、推進します。

【施策展開の基本的な方向性】※前計画の基本的方向性を継承します

1. 個人としての尊厳の尊重

障がい者の主体性が尊重され、相談支援の充実、権利擁護・啓発の推進、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実を図ります。

2. 地域における生活支援の充実

障がい者が住みなれた地域で安心して生活をおくることができる社会の実現に向け、生活の支援、保健・医療の充実を図ります。

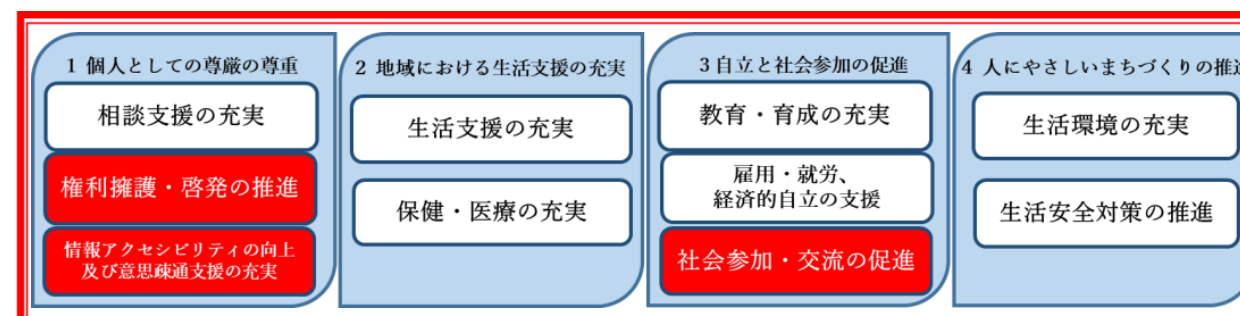
3. 自立と社会参加の促進

障がい者が地域で自立した生活ができる社会の実現に向け、教育・育成の充実、雇用・就労、経済的自立の支援、社会参加・交流の促進を図ります。

4. 人にやさしいまちづくりの推進

障がい者が安全に生活できる社会の実現に向け、生活環境の充実や生活安全対策の推進を図ります。

【施策展開】※国の施策方向との整合性を踏まえ、10の施策展開を設定



前計画からの変更点

1. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

心のバリアフリー化の推進、アクセシビリティの向上、意思疎通支援者の養成が必要のため

2. 権利擁護・啓発の推進

権利擁護に関する周知・啓発活動の充実が必要のため

3. 社会参加・交流の促進

文化芸術・スポーツ振興に係る施策の充実が必要のため

第2章 障がい者を取り巻く状況

障がい者の状況、障がい者施策の実施状況、障がい当事者・障がい児者団体に対するアンケート結果などから、今後の施策推進に向けた課題を整理しています。

第3章 施策展開の方向性と取組

4つの施策展開の基本的な方向性及び10の施策展開項目に沿って、計画を推進するために本市が取組む事業をまとめています。

施策展開の方向性	施策展開	今後の施策推進に向けた課題	施策展開の方向性と取組
個人としての尊厳の尊重	相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市全体としての相談支援体制の充実 ○ 制度の狭間にある人への支援、複合的な課題を抱える世帯の多様なニーズへの対応 ○ 相談支援事業所の運営安定化や相談支援専門員数の増加、質の向上 ○ ピア活動（当事者活動）の周知や内容の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ① 専門的な相談支援体制の充実 ② 障がい児の相談支援体制の充実
	権利擁護・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ あらゆる機会を通じた周知・啓発による法制度や障がい者理解の促進 ○ 成年後見制度、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ○ 障がい児者に対する虐待の未然防止、早期発見、早期対応 ○ 障がい者自身による意思決定の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ① 権利擁護事業の推進 ② 各種啓発の推進
	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい特性に応じた情報アクセシビリティの向上 ○ 多様な媒体による防災情報の発信、避難生活における合理的配慮の提供 ○ 手話通訳者の養成、手話や聴覚障がいへの理解 	<ul style="list-style-type: none"> ① 情報アクセシビリティの向上 ② 意思疎通支援の充実
地域における生活支援の充実	生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉計画における利用見込量等に沿った社会資源の整備や人材の確保・育成 ○ グループホームの確保、地域移行後の継続的な相談支援や生活支援の円滑な実施 ○ 各ライフステージに関わるあらゆる分野の連携強化 ○ 発達障がい・高次脳機能障がい・医療的ケア・難病・強度行動障がいのある本人や家族に対する継続的な相談支援、福祉サービス等の支援体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ① サービスの充実 ② サービスの提供体制の整備
	保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子保健や療育に関する保健、医療、福祉等、専門分野を超えた連携強化 ○ 医療機関における障がい特性の理解の促進 ○ 発達課題、障がい、疾病等の早期発見のため、乳幼児健康診査の高い健診受診率の維持、精度管理や医療機関等との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ① 保健医療体制の充実 ② 医療費に係る経済的助成・負担軽減
自立と社会参加の促進	教育・育成の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 切れ目のない一貫した相談支援、サービスを継続して提供できる体制の確保 ○ 学校等における教職員や障がいのない児童や保護者の理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> ① 療育・障がい児支援の充実 ② 特別支援教育の充実
	雇用・就労、経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労移行支援や就労定着支援などの効果的な施策の実施 ○ 企業や一緒に働く人の理解促進や雇用環境の整備、就労定着・離職の防止 ○ 福祉的就労の場における工賃の底上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ① 一般就労・障がい者雇用の推進 ② 福祉的就労機会の確保
	社会参加・交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者が気軽に通いやすい居場所づくり ○ 障がい者の文化芸術に関する表現の場や創作・発表の機会の確保に繋がる取組、障がい者スポーツの振興に関する取組の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ① 移動・外出支援の充実 ② 交流の促進 ③ 文化芸術・スポーツの振興
人にやさしいまちづくりの推進	生活環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点に立った施策推進 ○ 「高槻市バリアフリー基本構想」に基づく取組の推進 ○ 地域での福祉活動を担う人材の確保、地域で活動する各団体の連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域における福祉活動等の推進 ② バリアフリーのまちづくりの推進 ③ 居住環境の整備・改善
	生活安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時における必要な情報の正確かつ迅速な伝達 ○ 避難生活における合理的配慮の提供 ○ 災害時要援護者支援体制のいっそうの整備、二次避難所（福祉避難所）の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災対策の充実 ② 防犯対策の充実

高槻市第7期障がい福祉計画 及び第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

《編集・発行》

高槻市 健康福祉部 福祉事務所 障がい福祉課
〒569-0067 高槻市桃園町2番1号
電話(072)674-7164
FAX(072)674-7188